

伊豆小笠原諸島 海岸保全施設整備計画 (港湾・漁港海岸)



令和 8 年 5 月
東京都港湾局
Bureau of Port and Harbor

はじめに

豊かな自然環境と水産業・観光といった地域の基幹機能を有する伊豆小笠原諸島の島々は外洋に直接面していることから、海岸侵食や越波による被害が顕在化しており、海岸保全の推進が求められている。

平成11年の海岸法改正により、防護・環境・利用の調和を図る海岸管理が位置付けられたことを受け、平成15年7月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を策定した。その後、東日本大震災を契機とした津波防護に関する考え方の見直しや、海岸保全施設の維持・修繕に関する制度整備を踏まえ、平成29年4月に基本計画の第1回改定を行っている。

さらに、気候変動に伴う海面水位の上昇や高潮リスクの増大を背景に、国の海岸保全基本方針が令和2年11月に変更されたことから、令和7年3月に基本計画を改定した。本計画は、この改定基本計画に基づき、令和8年度を初年度とする今後10年間の海岸保全施設の整備方針や整備の実施内容を示すものである。本計画を着実に推進することにより、伊豆小笠原諸島沿岸における地震・台風等の自然災害および気候変動による将来的なリスクに対応し、防災・減災対策を強化していく。

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 対象区域及び対象海岸	1
3 計画期間	1
4 概算整備費用	1

第2章 整備方針

1 基本的な考え方	2
2 対象施設	3
3 気候変動への対応	4
(1) 背景	4
(2) 海面水位の上昇	4
(3) 高潮偏差及び波浪	5
(4) 気候変動対策の施設整備方針	5
(5) 気候変動対策として必要な嵩上げを実施する対象施設	6
4 津波、高潮、波浪等への対応	7
(1) 新規整備及び改良	8
(2) 補修・養浜の実施	9

第3章 実施内容

1 対象施設及び実施内容	11
2 整備計画図	12

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

伊豆小笠原諸島の海岸は、豊かな自然が残されており、多くの観光客が訪れるとともに、島の基幹産業である水産業が営まれる場所である。これまで港湾区域、漁港区域内の海岸保全施設は、「自然があふれ美しい特色ある海岸」を保全していく基本理念のもと、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりを推進してきた。

近年は、気候変動に伴う海面上昇や台風の強大化により、既存の海岸保全施設について、将来にわたり所要の防護機能を確認できない区間が顕在化しつつある。また、整備後長期間を経過した施設も多く、施設点検の結果を踏まえた計画的維持補修や改良が求められている。

本計画は、こうした状況を踏まえ、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（令和7年3月改定）」に基づき、港湾海岸及び漁港海岸を対象として、今後10年間に実施する事業の計画的・効率的な推進を図るために作成したものである。

2 対象区域及び対象海岸

本計画の対象は、表1のとおり、伊豆諸島に位置する、港湾区域及び漁港区域内に海岸保全区域が指定されている22海岸とする（海岸保全区域の無い小笠原諸島を除く）。

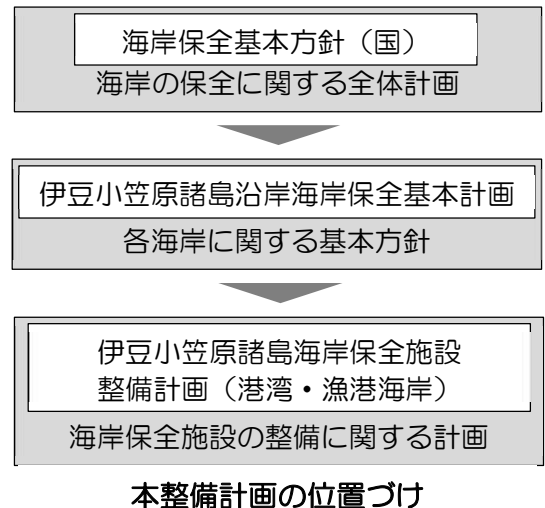


表1 対象区域において海岸保全区域が指定されている海岸一覧

区分	対象海岸
港湾海岸 (12海岸)	岡田港海岸、元町港海岸、波浮港海岸、利島港海岸、新島港海岸、 神津島港海岸、大久保港海岸、三池港海岸、御蔵島港海岸、神湊港海岸、 八重根港海岸、青ヶ島港海岸
漁港海岸 (10海岸)	元町漁港海岸、岡田漁港海岸、野増漁港海岸、差木地漁港海岸、 泉津漁港海岸、若郷漁港海岸、阿古漁港海岸、神湊漁港海岸、 八重根漁港海岸、洞輪沢漁港海岸

3 計画期間

令和8年度～令和17年度（10年間）
（2026年度～2035年度）

4 概算整備費用

約170億円

第2章 整備方針

1 基本的な考え方

海岸保全施設は、その背後にある人命、財産、経済等を自然災害から守るという重要な役割を果たしており、今後発生が想定される地震による津波や台風による高潮等に備える必要がある。

海岸保全施設の整備に当たっては、基本計画に定められている基本方針に基づき、各海岸の特色に配慮し「防護」、「環境」、「利用」の調和を図っていく。

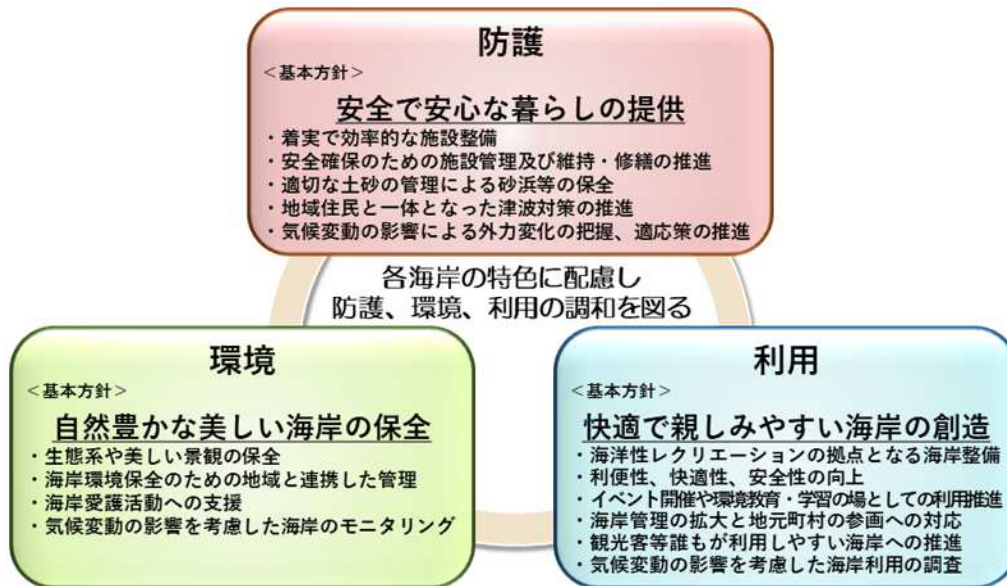


図1 伊豆小笠原諸島 海岸保全の基本方針

出典：「伊豆小笠原諸島沿岸 海岸保全基本計画 令和7年3月」より

2 対象施設

港湾・漁港区域の海岸保全区域内にある津波、高潮、波浪等による海水の侵入や越波等又は海水による侵食から海岸や背後の土地を防護するための施設を対象とする。対象施設は、護岸・防潮堤、離岸堤・潜堤等がある。

表 2 対象施設

<p>① 護岸・防潮堤</p> <p>現地盤を石やコンクリートなどにより被覆し、高潮、津波による海水の進入を防止し、波浪による越波を減少させるとともに、陸域の侵食を防止する施設である</p>	<p>三池港海岸（三宅島）</p> 
<p>② 離岸堤・潜堤（人工リーフ）</p> <p>高潮及び波浪から海岸背後を防護すること、又は海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ること、若しくはその両方を目的として、沖合に海岸線とほぼ平行に設置される</p> <p>天端高が水面上にある施設を離岸堤といい、天端高が水面下にある施設を潜堤（人工リーフ）と言う</p>	<p>新島港海岸（新島）</p> 
<p>③ 人工海浜（砂浜）</p> <p>海岸侵食や波浪、越波の低減を目的とした施設であり、海水浴場等として利用される</p>	<p>利島港海岸（利島）</p> 

3 気候変動への対応

(1) 背景

国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言では、パリ協定の目標と整合する2℃上昇を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進することが方向性として示されるとともに、令和3年8月には「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等」が通知され、その中では2℃上昇を基本とする方向性が示された。

これらを受け、基本計画の気温変化については、2℃上昇を設定することとし、この気候変動の影響に対する対策を講じることとする。

(2) 海面水位の上昇

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」と報告された。また、海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書（SROCC）では、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲が上方修正され、2100年に2℃上昇した場合、海面が最大で0.59m上昇すると予測された。その内、伊豆小笠原諸島沿岸を含む領域Ⅱでは0.38m上昇すると予測された。

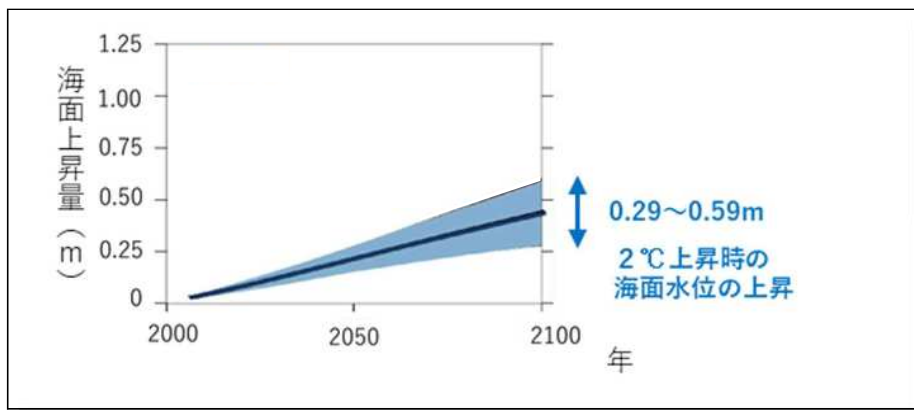


図2 世界平均海面水位の予測上昇量

出典：「IPCC, 2019：SROCC Full report」に加筆

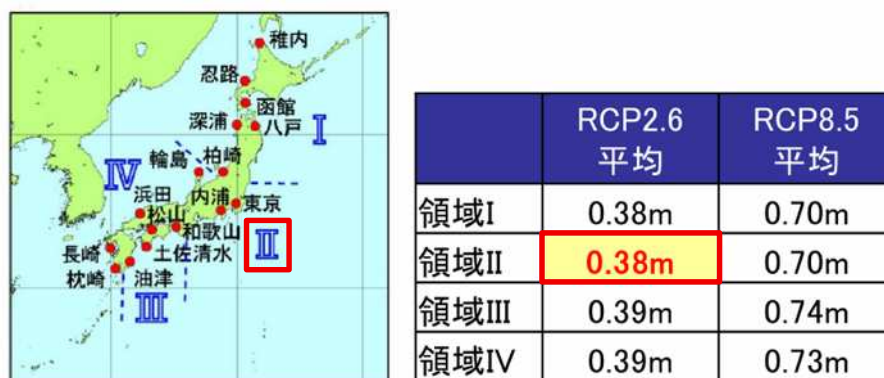


図3 日本沿岸の平均海面水位の予測上昇量

出典：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2020—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」より

(3) 高潮偏差及び波浪

国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言では、気候変動の影響により将来的には高潮偏差および波浪の増大が懸念されている。

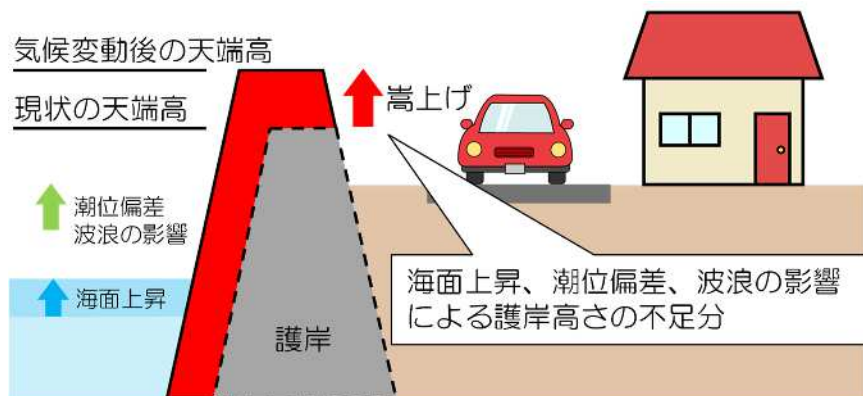
気候変動に伴い、海水の熱膨張や氷床・氷河の融解が進行することで平均海面水位が上昇するため、同一の気圧低下や風条件であっても基準となる水位が高くなり、高潮偏差は相対的に大きくなる。また、海面水温の上昇により台風がより強い勢力を維持しやすくなり、低気圧による気圧低下や強風による吹き寄せ効果が増大することで、高潮の発生規模が拡大する可能性がある。

さらに、気候変動により台風や低気圧に伴う最大風速の増大が指摘されており、強風の発生により波浪が大きくなると考えられる。加えて、外洋において発達した強力な台風により、沿岸部における波浪が増大する可能性がある。

(4) 気候変動対策の施設整備方針

将来の気候変動の影響に適応していくために、今後は将来の気温が2℃上昇すると想定した場合の海面上昇(0.38m)、台風の強大化などに伴う高潮偏差や波浪の増大、余裕高を考慮した護岸等の整備を行う。護岸等の嵩上げは気候変動の不確実性を考慮して、順応的に行うこととする。また、将来の知見やモニタリング結果を踏まえ、整備高は適時見直していく必要がある。

対策①：護岸の嵩上げ



対策②：離岸堤の嵩上げ

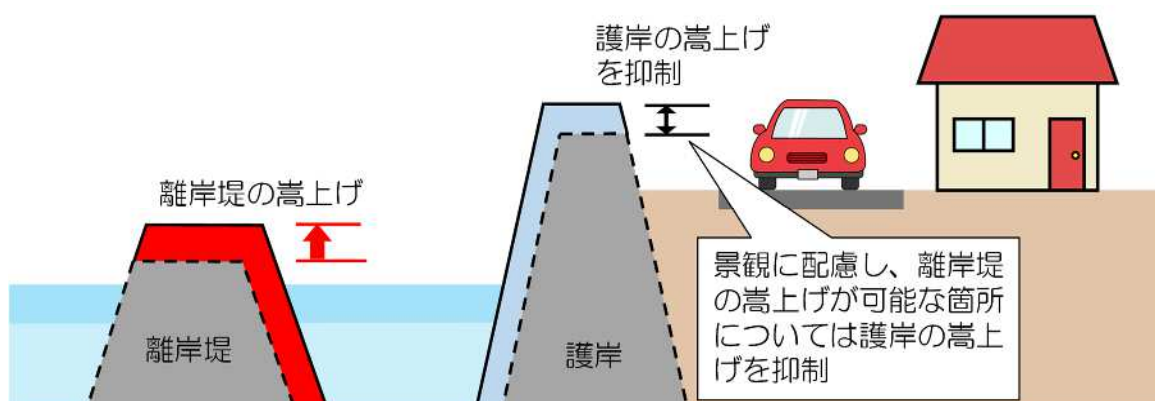


図4 気候変動を踏まえた施設整備のイメージ

(5) 気候変動対策として必要な嵩上げを実施する対象施設

海岸背後の土地利用状況等を勘察し、本計画期間中に護岸等の嵩上げを実施する対象施設は以下のとおりとする。

表 3 嵩上げを実施する対象施設

島名	海岸名	施設名	現況天端高 (T.P.+m)	整備天端高 (T.P.+m)
神津島	神津島港海岸	護岸	6.53~8.14	8.19
三宅島	三池港海岸	防潮堤	8.12	8.96
		護岸	4.42	7.31
八丈島	神湊港海岸	離岸堤	2.15	4.4



4 津波、高潮、波浪等への対応

津波、高潮、波浪等及び侵食に対し、海岸保全施設の新設又は改良等により、背後地の人命・資産の防護を図る。なお、これらの整備に当たっては、環境に配慮し、環境共生型施設の整備や環境配慮型ブロックの使用を推進することとする。

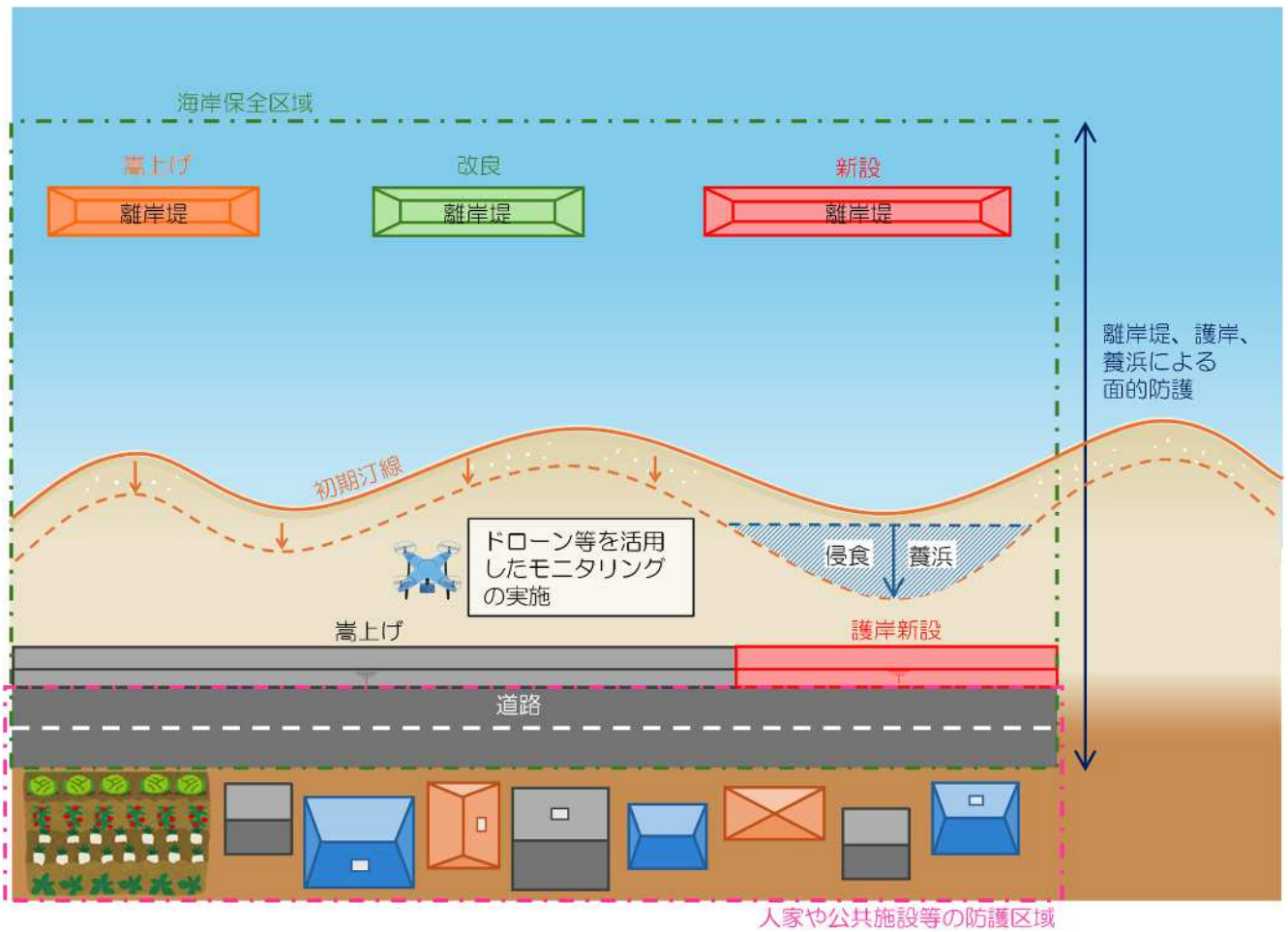


図5 海岸保全施設整備のイメージ

(1) 新規整備及び改良

- ・現状で侵食が確認された箇所などについて新規整備を実施
- ・現状で度重なる被災等を受けている箇所の改良を実施

※ 新規整備・改良に当たっては、気候変動による波浪の増大、海面水位の上昇等も考慮し実施する

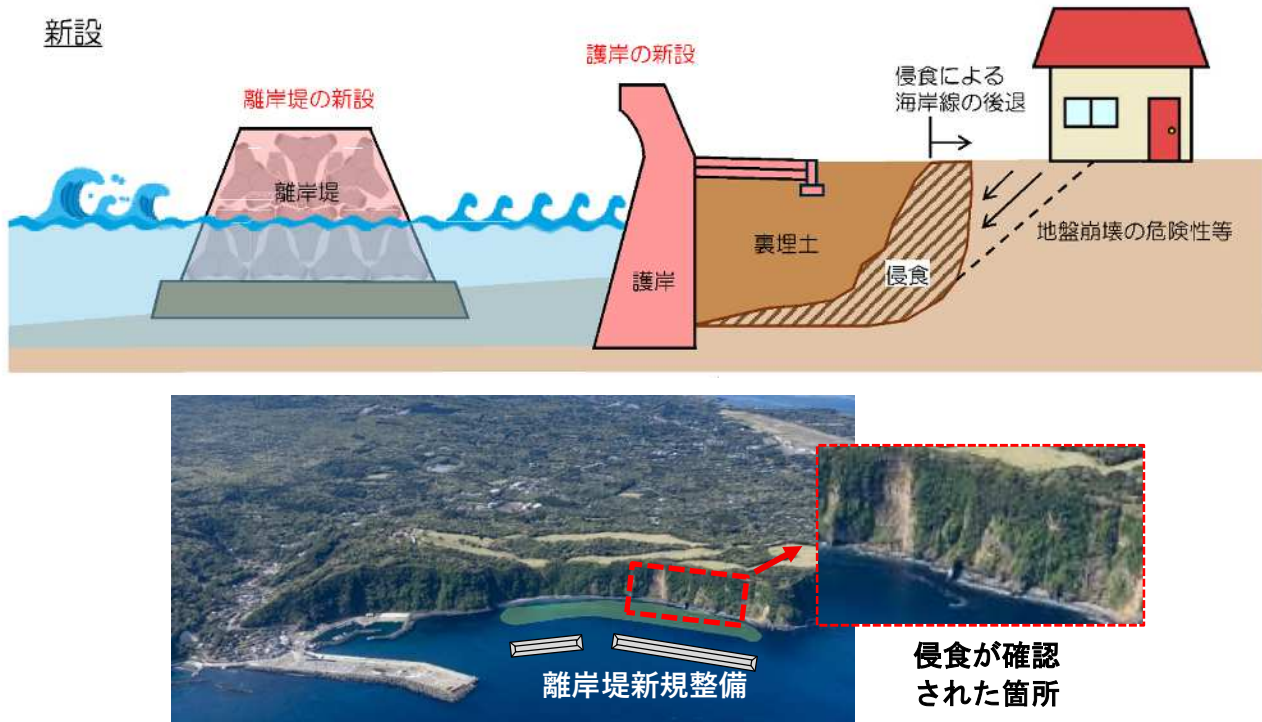


図 6 新規整備のイメージ

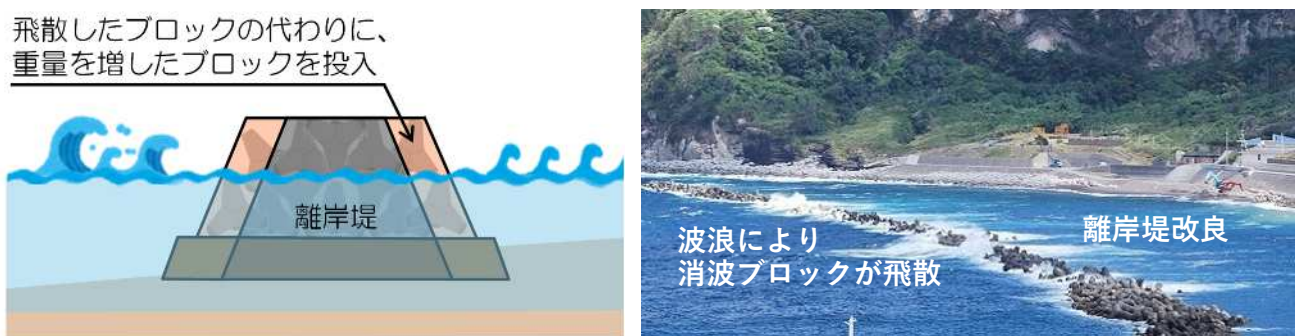


図 7 改良のイメージ

<環境への配慮>

- ・ 離岸堤背後の地形を生かした藻場造成など水生生物への配慮
- ・ 海岸の植生へ影響を与えない施工方法の選択等、海岸の環境保全に配慮

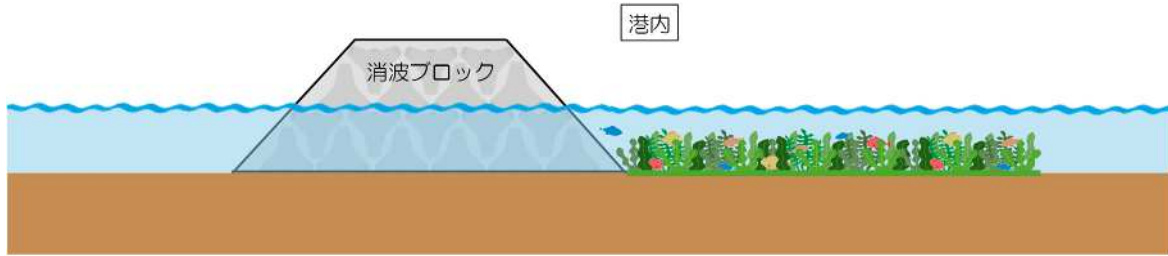


図 8 環境共生型施設のイメージ

- ・ 藻類の生育しやすいブロックの使用など生態系に配慮した施設整備

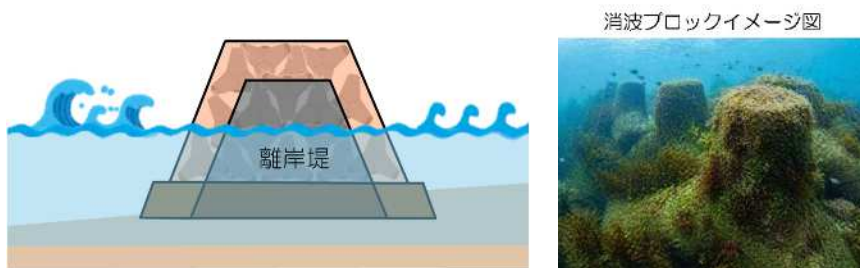


図 9 環境配慮型ブロックの使用

※ 生態系に配慮した施設整備が可能な場所について実施

(2) 補修・養浜の実施

ア 施設の補修

- ・ 既存施設の老朽化や劣化などにより整備を行う必要が生じた箇所について補修を実施

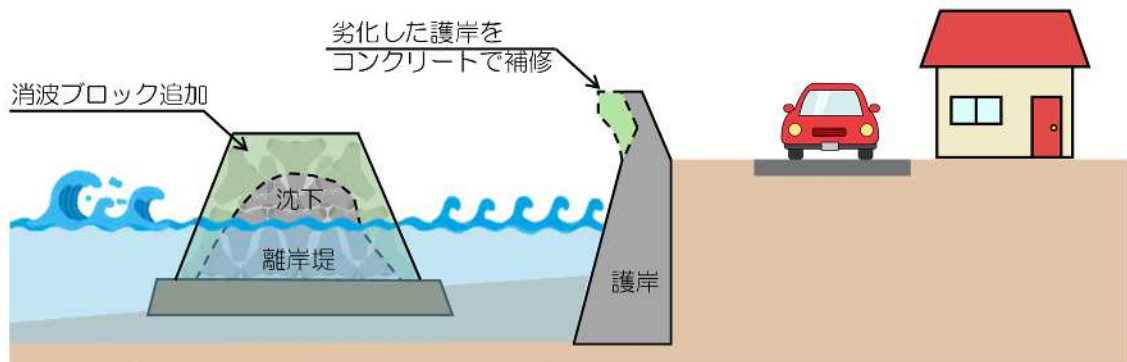


図 10 施設の補修のイメージ

イ 養浜の実施

- 侵食が確認された人工海浜や砂浜で養浜を実施
- 併せて海洋レクリエーションの拠点形成や観光客等による海岸利用の促進に資する施設整備

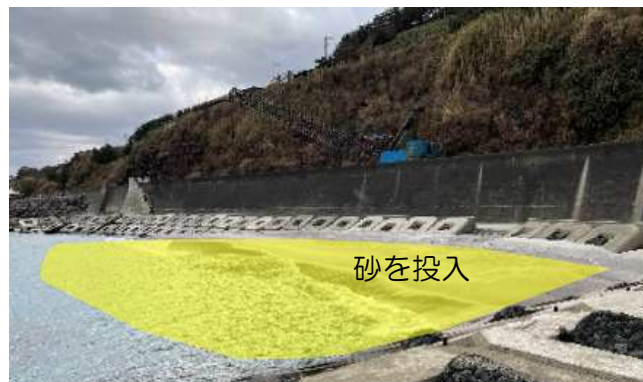
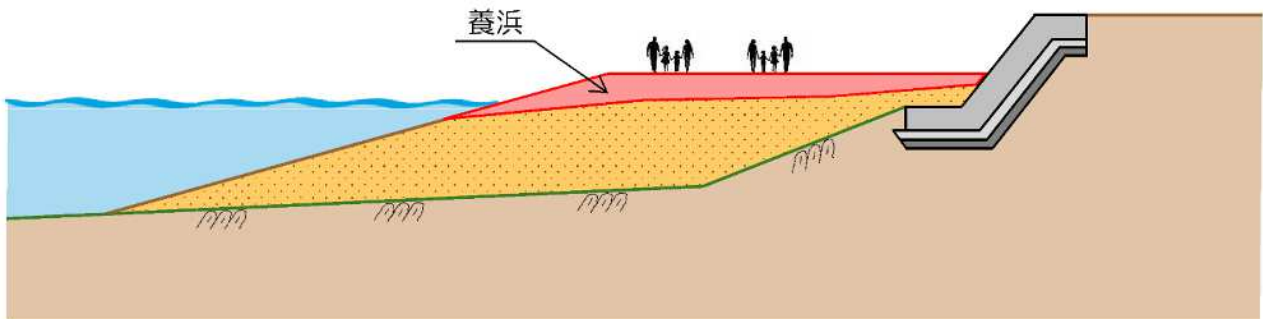


図 11 養浜のイメージ

第3章 実施内容

1 対象施設及び実施内容

表4 本計画期間における対象施設及び実施内容

対策	施設	実施内容	整備対象
嵩上げ	護岸	・嵩上げ (神津島港海岸0.9 km、三池港海岸1.0 km)	1.9 km 2海岸
	離岸堤	・嵩上げ (神湊港海岸0.3 km)	0.3 km 1海岸
新規整備 ・改良	護岸	・現状で侵食が確認された箇所について護岸を整備 (新島港海岸0.3 km)	0.3 km 1海岸
	離岸堤	・現状で侵食が確認された箇所に離岸堤を整備 (岡田漁港海岸0.4 km) ・越波の影響を低減するため、離岸堤を整備 (差木地漁港海岸0.1 km) ・現状で度重なる被災等を受けている箇所の改良の 実施 (若郷漁港海岸0.2 km、三池港海岸0.2 km、阿古漁 港海岸0.2 km、神湊漁港海岸0.1 km)	1.2 km 6海岸
補修 ・養浜	護岸	・老朽化対策として補修を実施 (波浮港海岸0.1 km、青ヶ島港海岸0.1 km)	0.2 km 2海岸
	離岸堤	・経年劣化により天端高が不足している箇所につ いて補修を実施 (新島港海岸0.3 km)	0.3 km 1海岸
	人工海浜 ・砂浜	・侵食が確認された海岸で養浜を実施 (利島港海岸、神津島港海岸、神湊港海岸)	3海岸

※その他維持管理に伴う簡易な補修等を実施

2 整備計画図

海岸保全区域



8島22海岸



大島（8海岸）



利島（1海岸）



新島（2海岸）



神津島（1海岸）



三宅島（3海岸）



御蔵島（1海岸）



八丈島（5海岸）

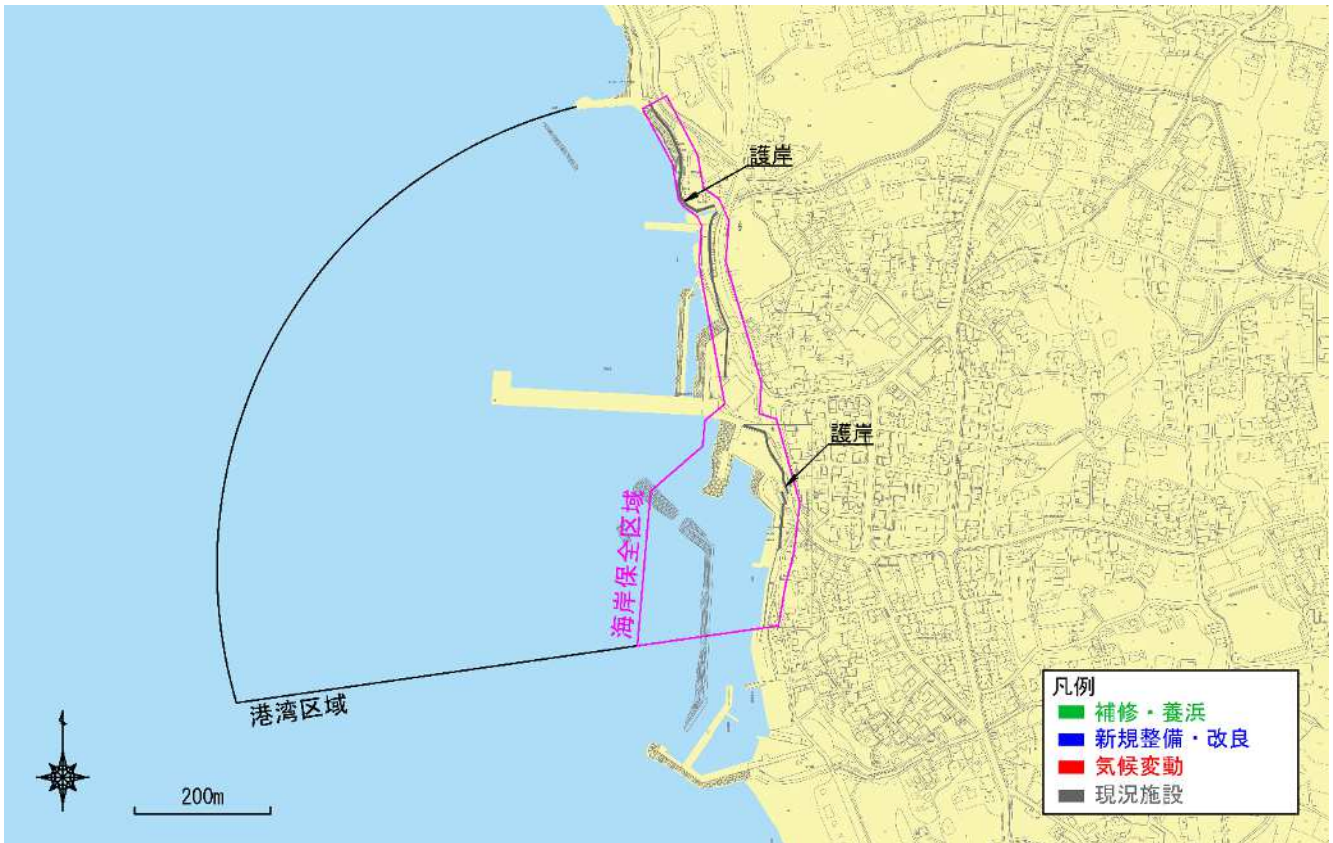


青ヶ島（1海岸）

図12 対象区域において海岸保全区域が指定されている海岸（位置図）

出典：「国土地理院HP」に加筆

(1) 大島_元町港海岸



● 海岸の現況

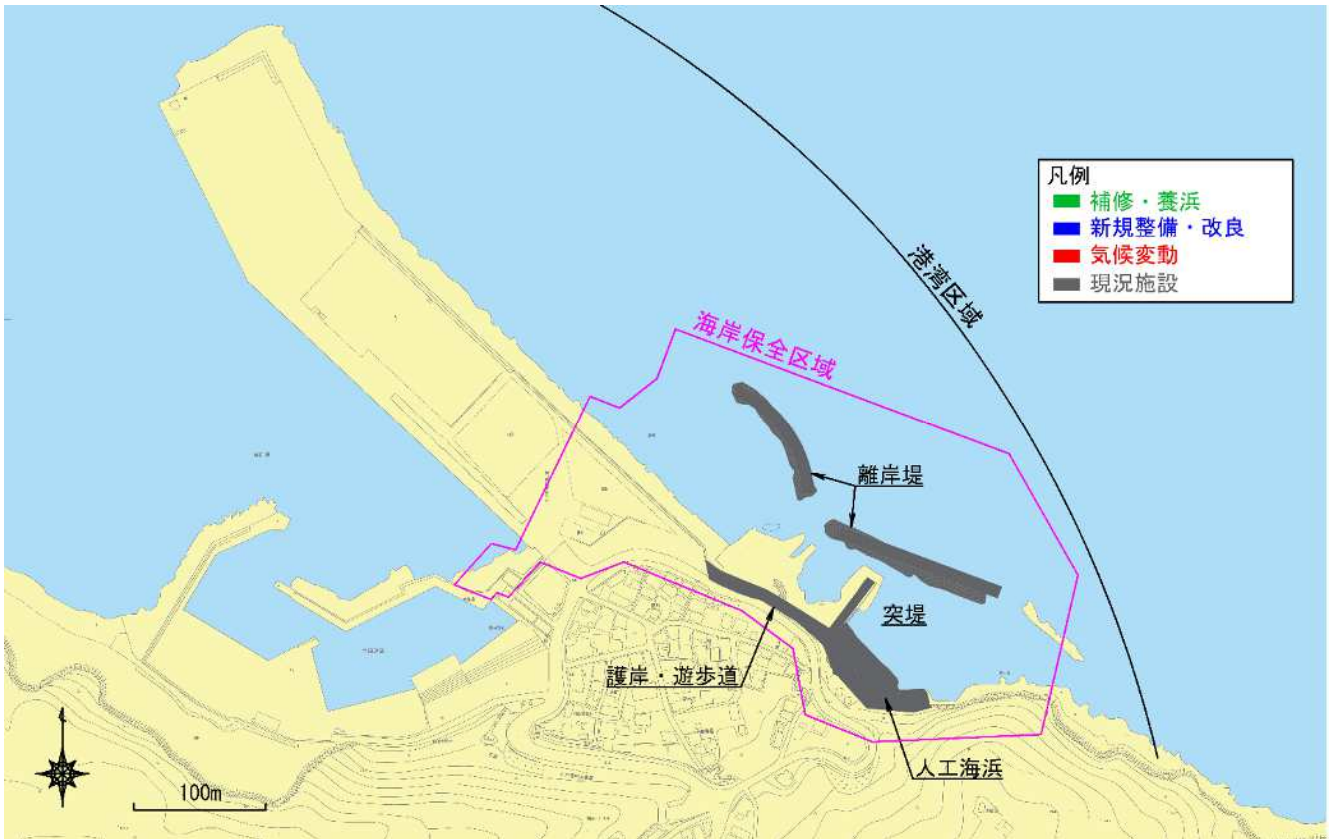
海岸保全区域指定延長	870m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+10.2m)	920m



(2) 大島_岡田港海岸



●海岸の現況

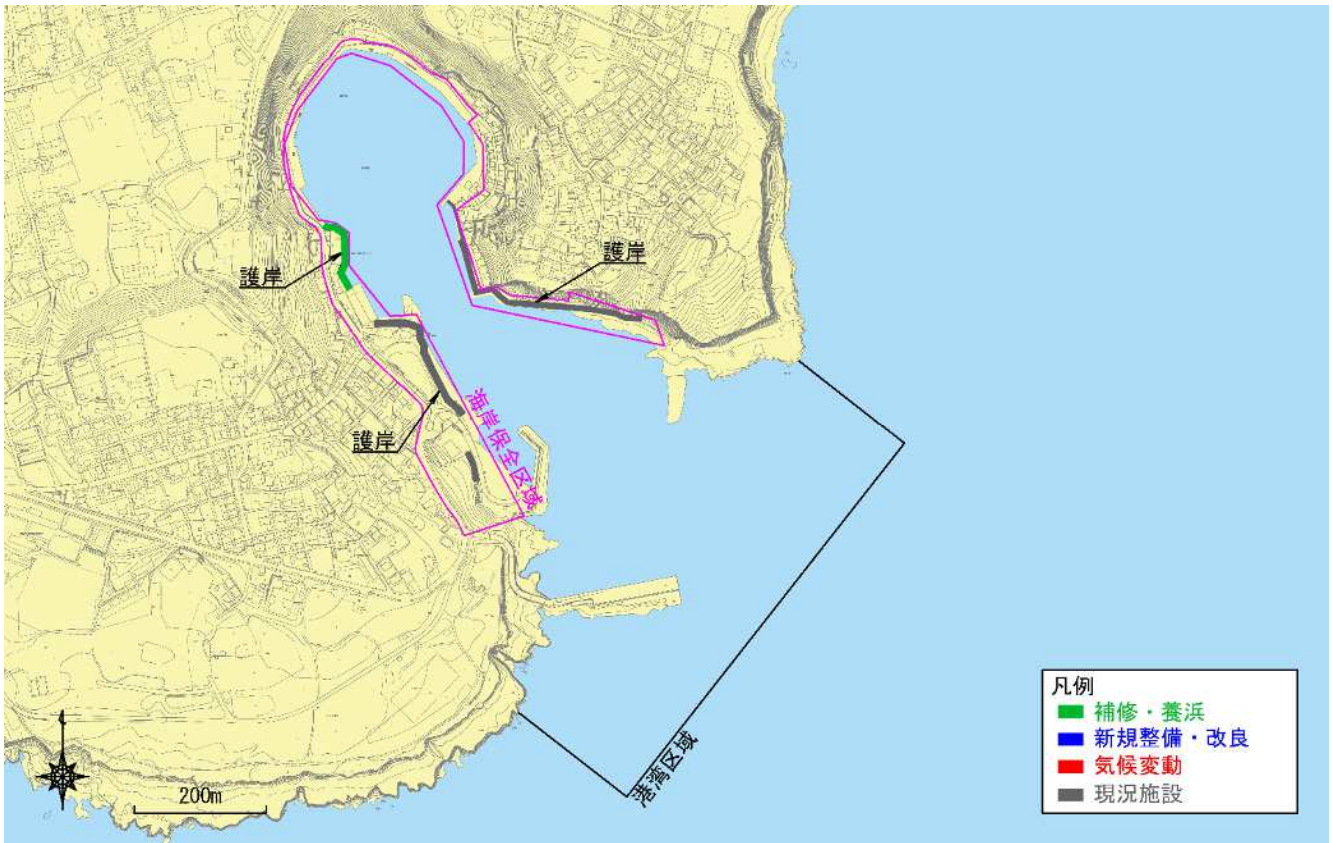
海岸保全区域指定延長	550m
海岸背後の利用状況	住宅地 原野 商業業務用地

●施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+8.1m)	327m
突堤	50m
離岸堤	230m
人工海浜	102m



(3) 大島_波浮港海岸



● 海岸の現況

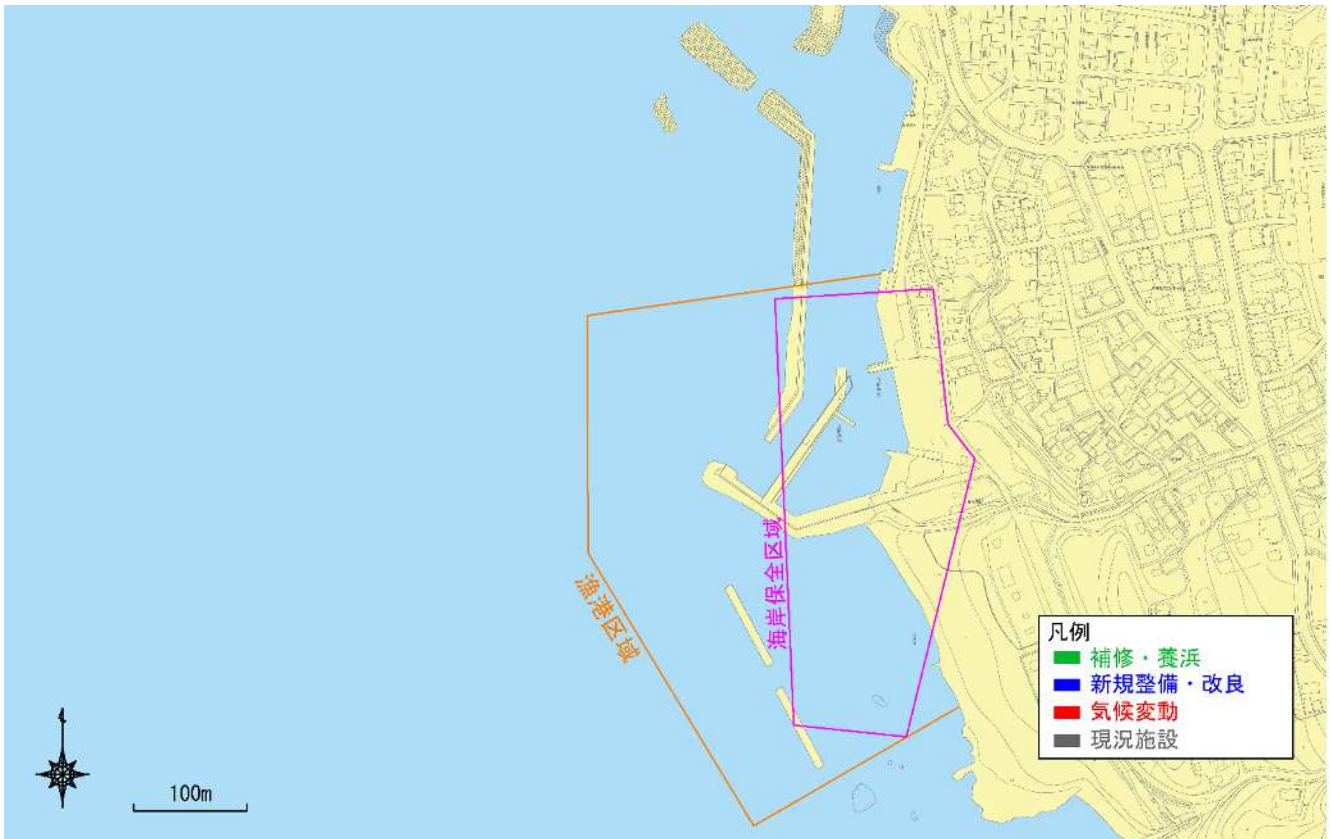
海岸保全区域指定延長	1,500m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+10.45m)	941m



(4) 大島_元町漁港海岸



●海岸の現況

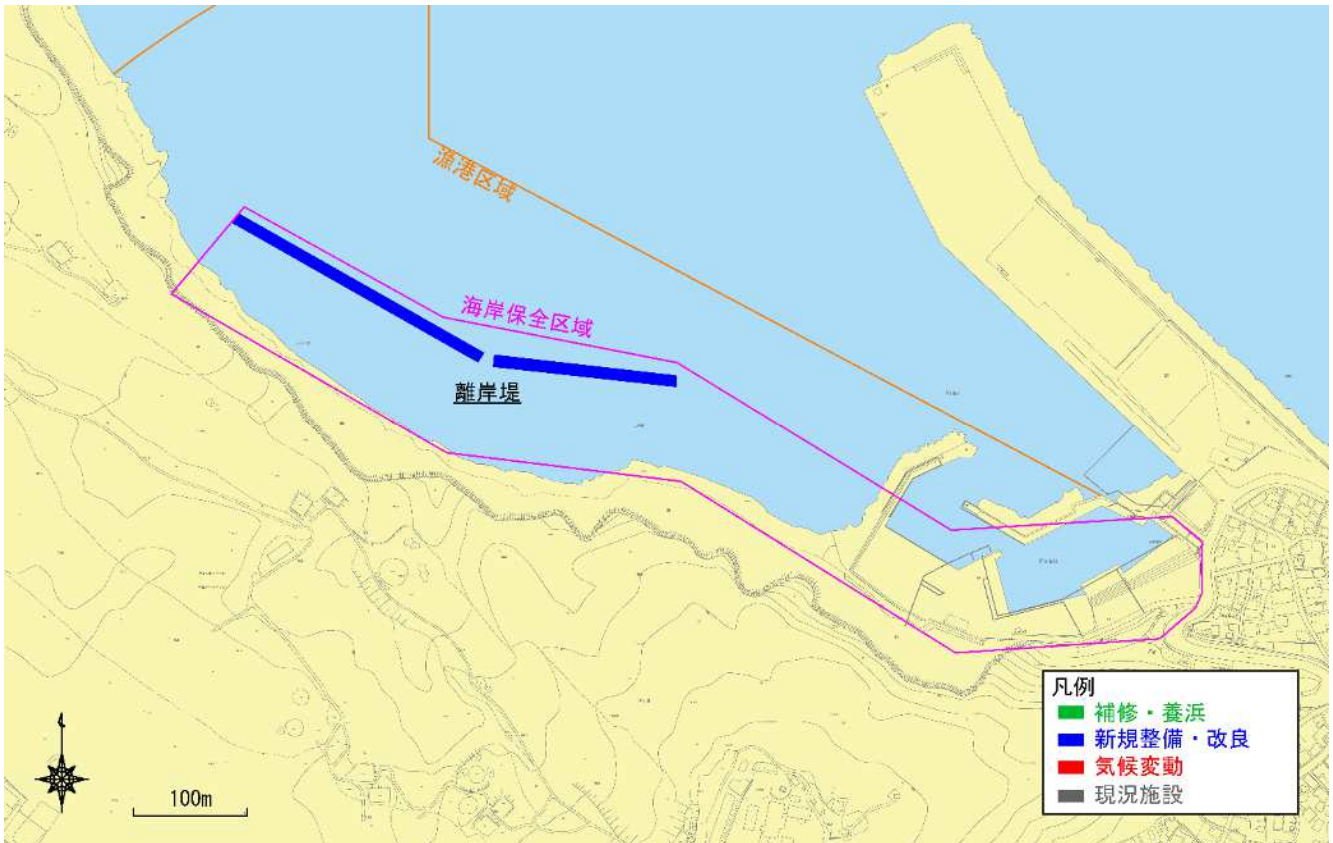
海岸保全区域指定延長	400m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

●施設の概要

施設名	規模
—	—



(5) 大島_岡田漁港海岸



● 海岸の現況

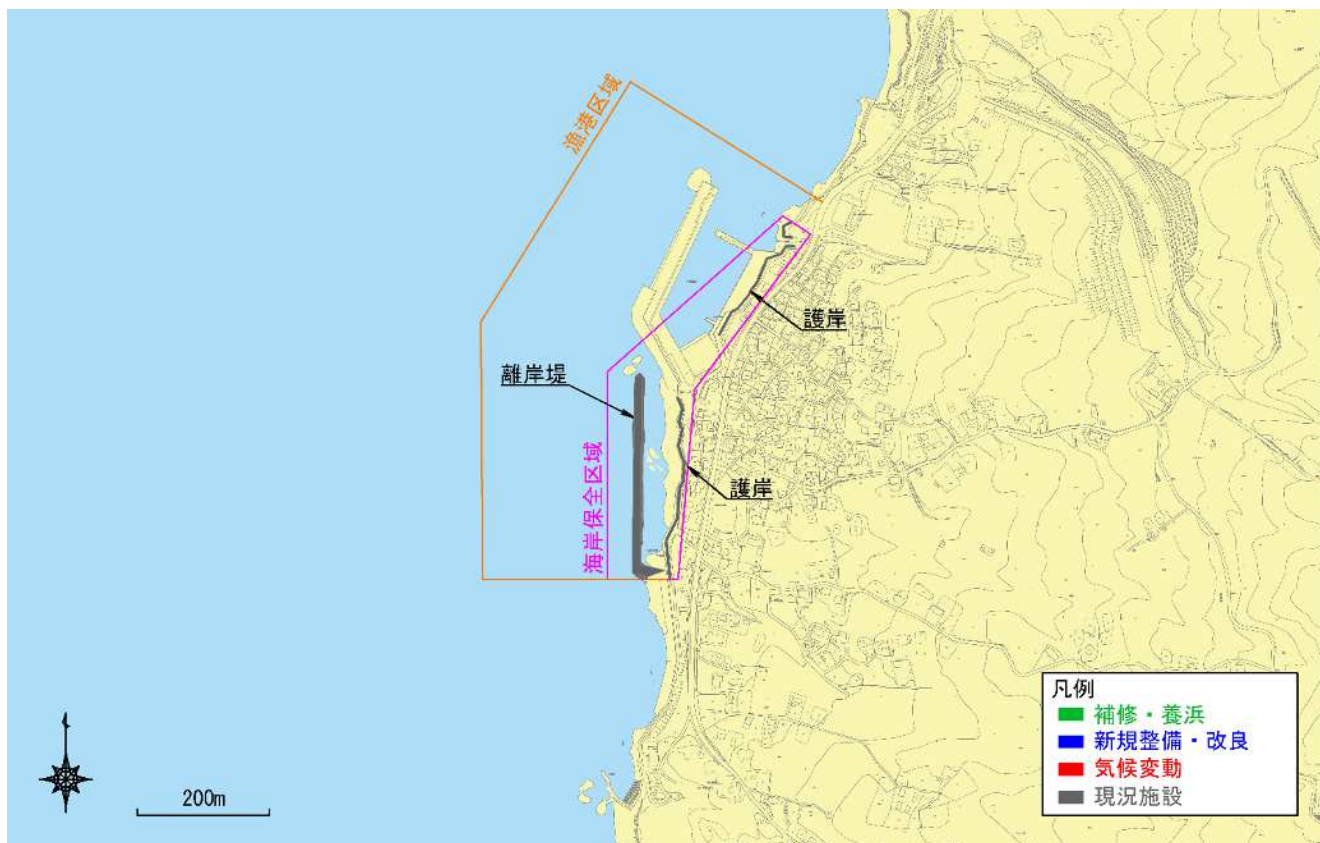
海岸保全区域指定延長	1,073m
海岸背後の利用状況	原野

● 施設の概要

施設名	規模
—	—



(6) 大島_野増漁港海岸



●海岸の現況

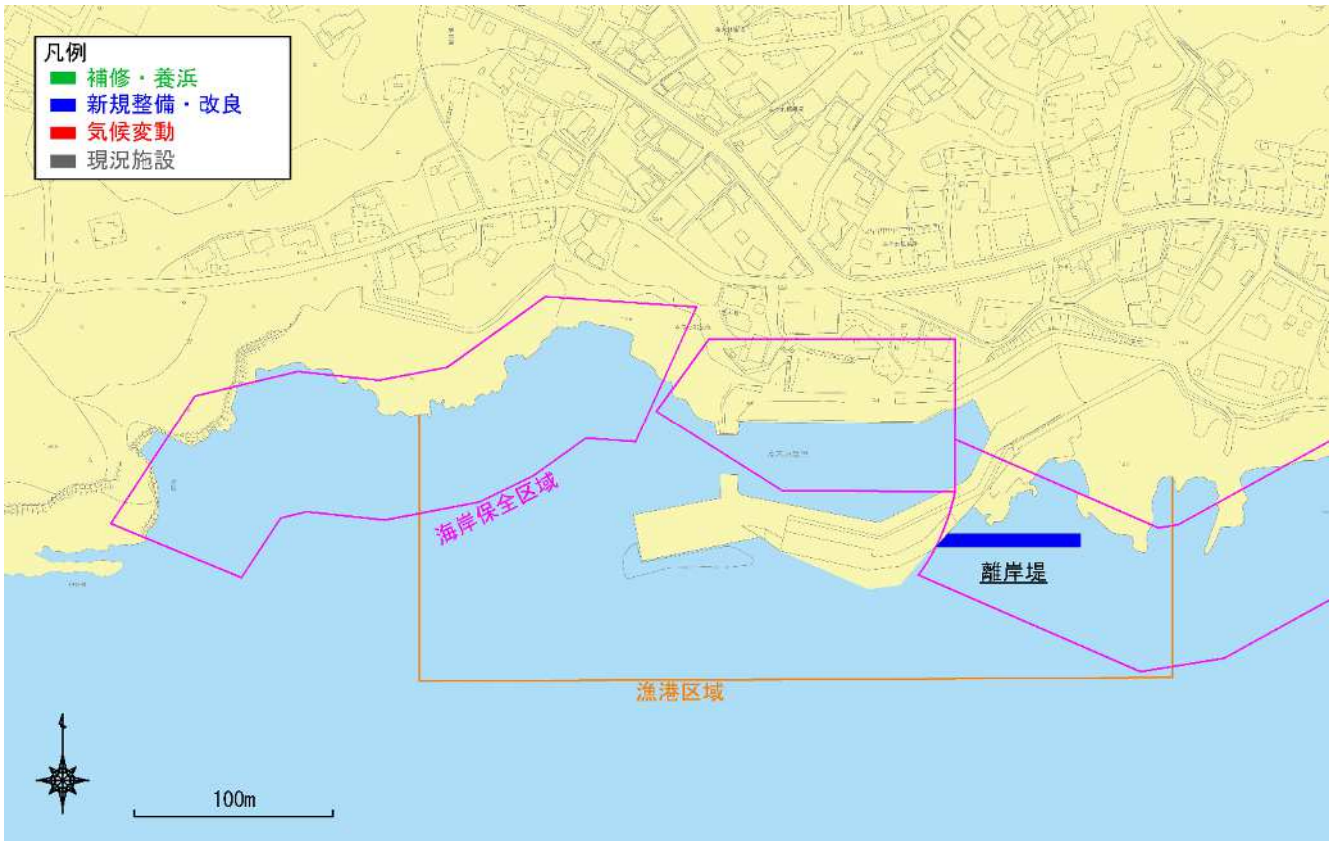
海岸保全区域指定延長	659m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

●施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+10.5m)	615m
離岸堤	315m



(7) 大島_差木地漁港海岸



● 海岸の現況

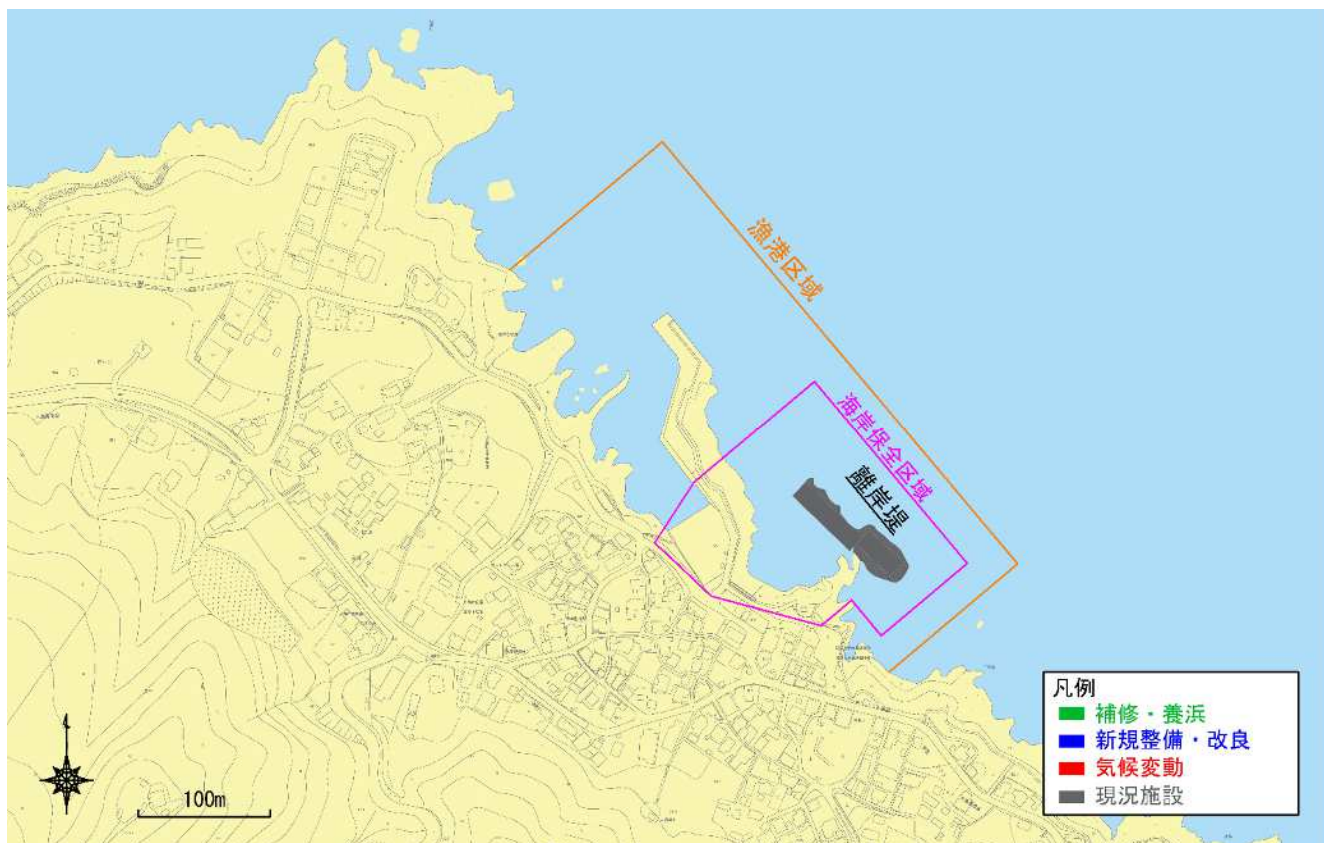
海岸保全区域指定延長	330m
海岸背後の利用状況	住宅地

● 施設の概要

施設名	規模
—	—



(8) 大島_泉津漁港海岸



● 海岸の現況

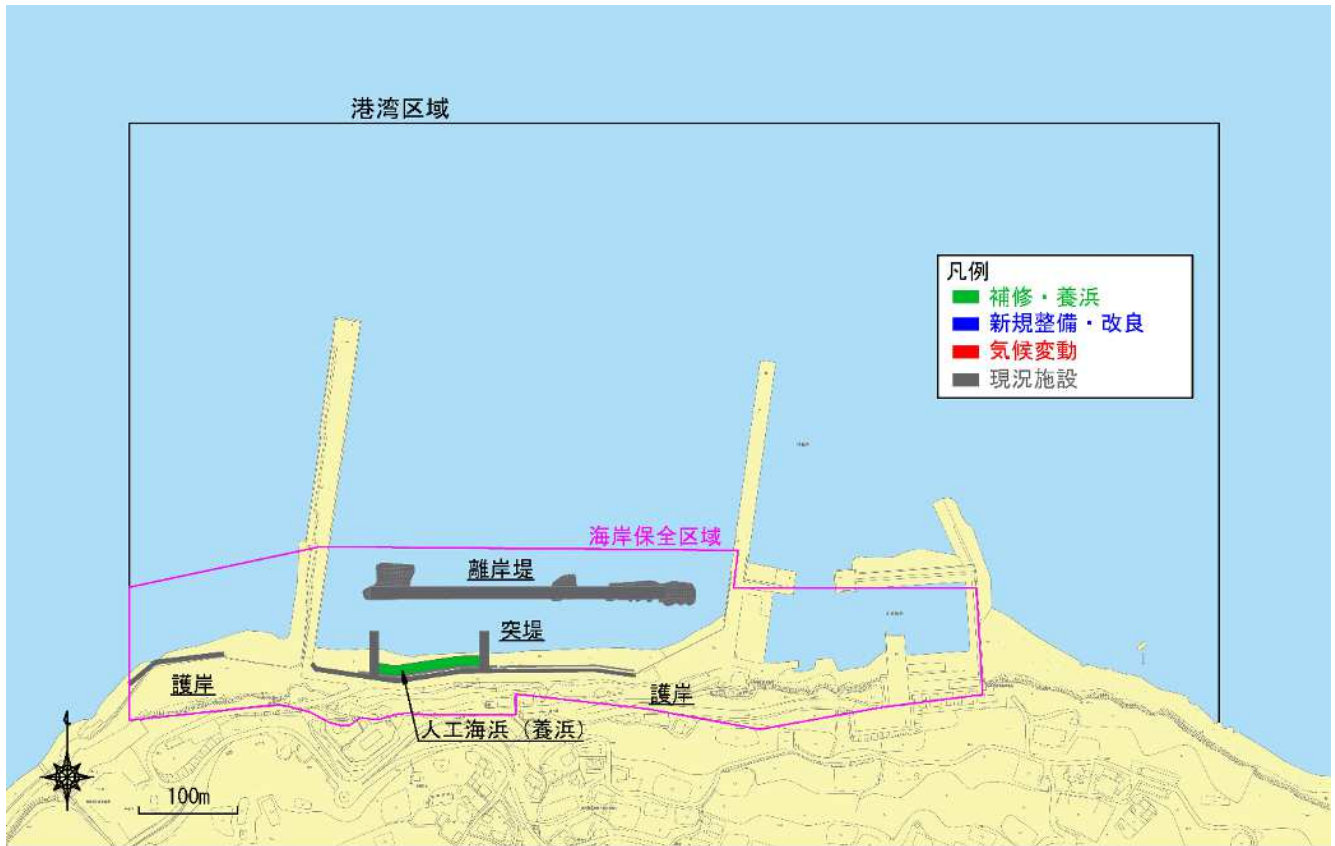
海岸保全区域指定延長	360m
海岸背後の利用状況	住宅地

● 施設の概要

施設名	規模
離岸堤	95m



(9) 利島_利島港海岸



● 海岸の現況

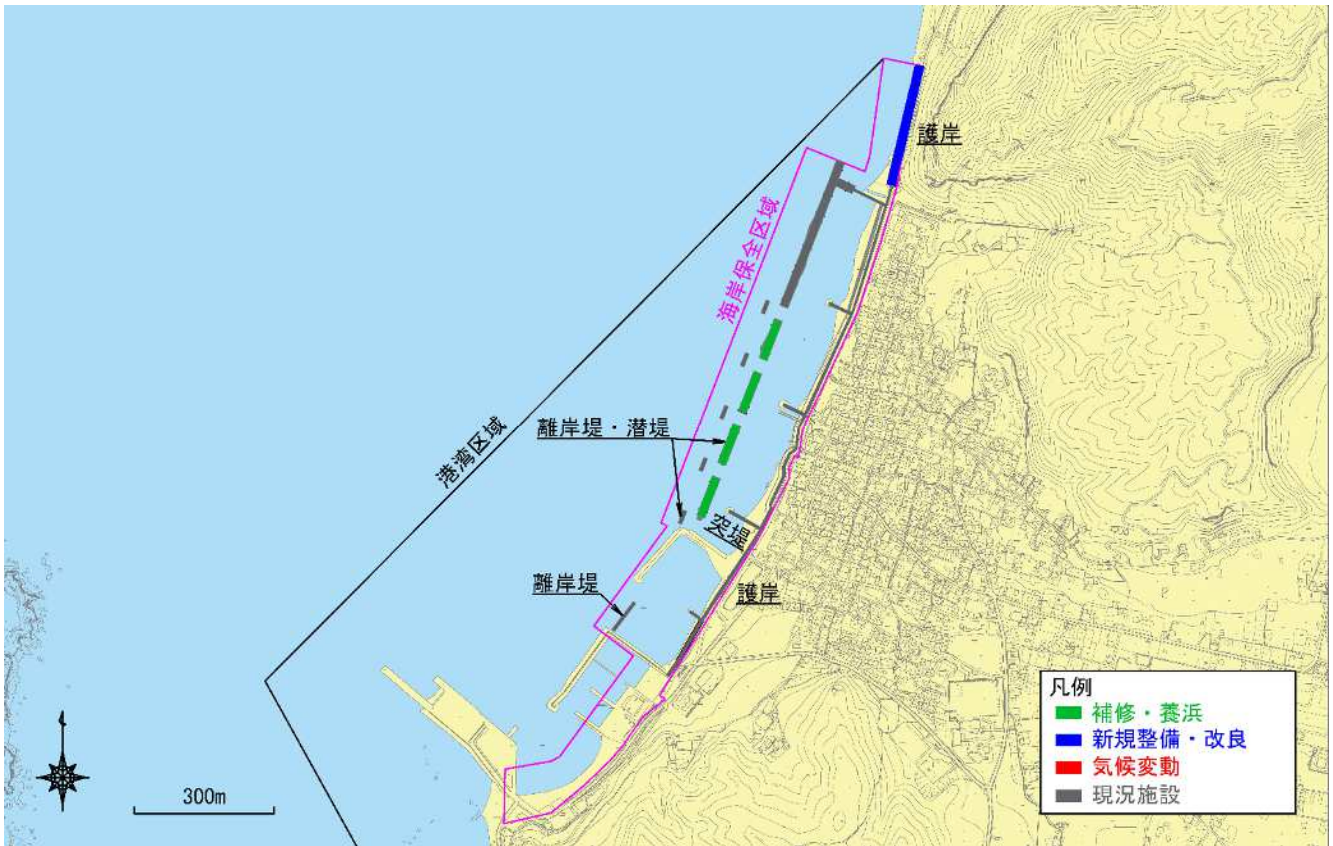
海岸保全区域指定延長	820m
海岸背後の利用状況	原野

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+10.0m)	387m
突堤	59m
離岸堤	240m
人工海浜	95m



(10) 新島_新島港海岸



●海岸の現況

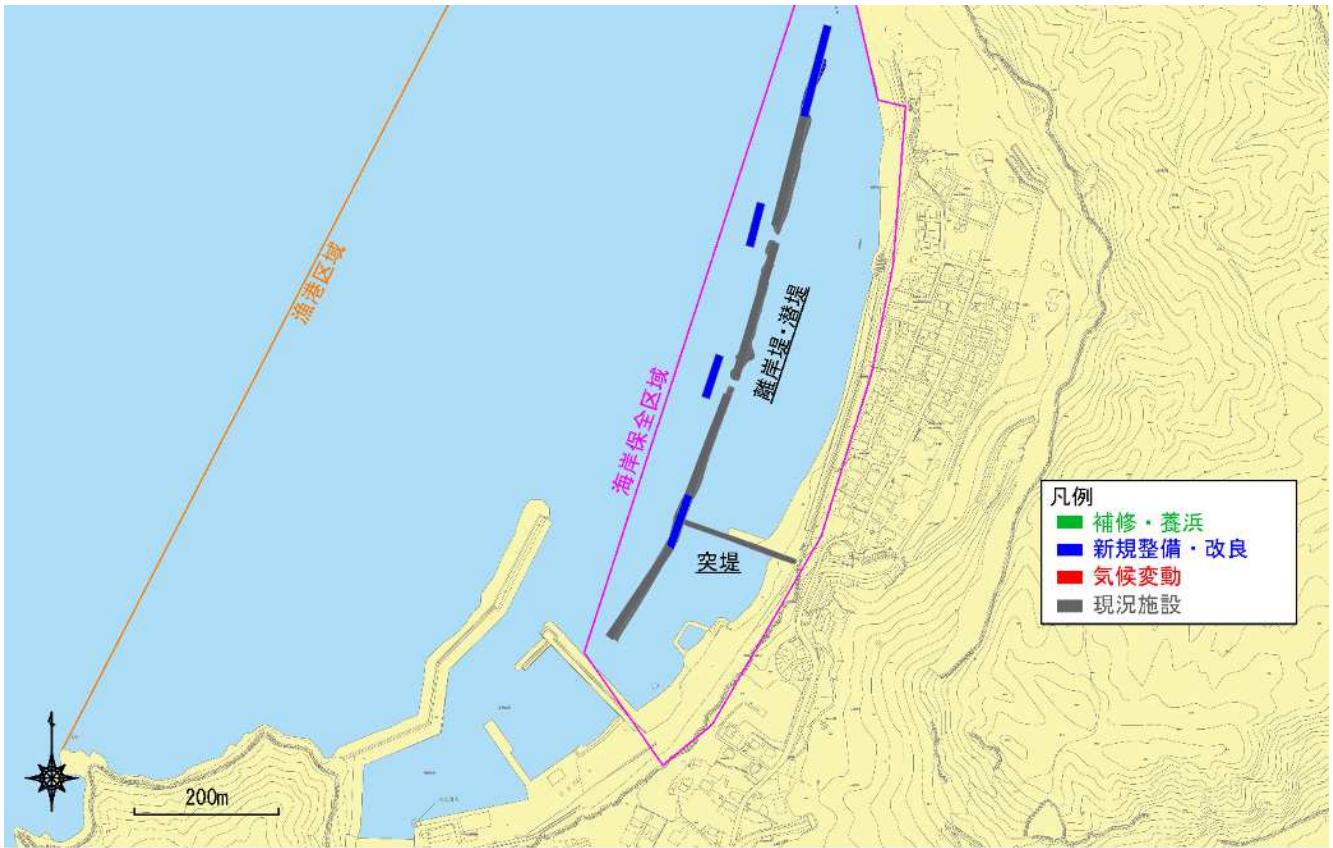
海岸保全区域指定延長	2,630m
海岸背後の利用状況	原野

●施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+8.6m)	1,512m
突堤	414m
離岸堤	1,271m



(11) 新島_若郷漁港海岸

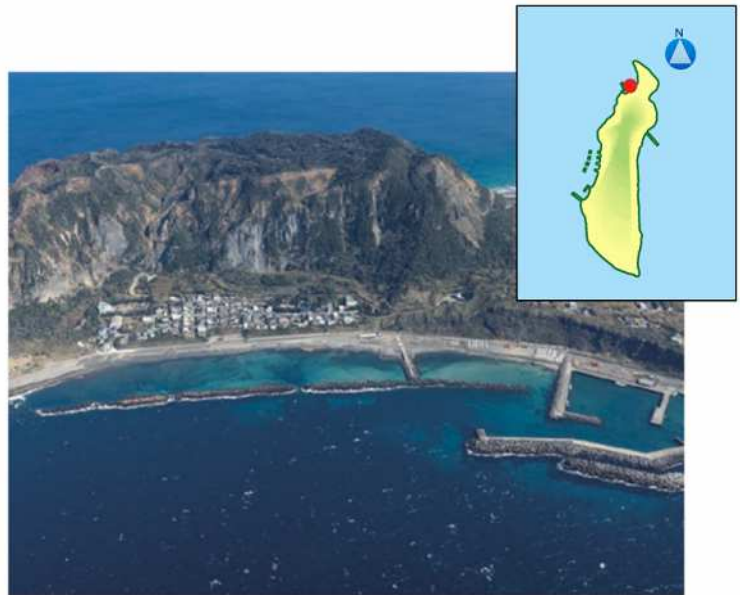


● 海岸の現況

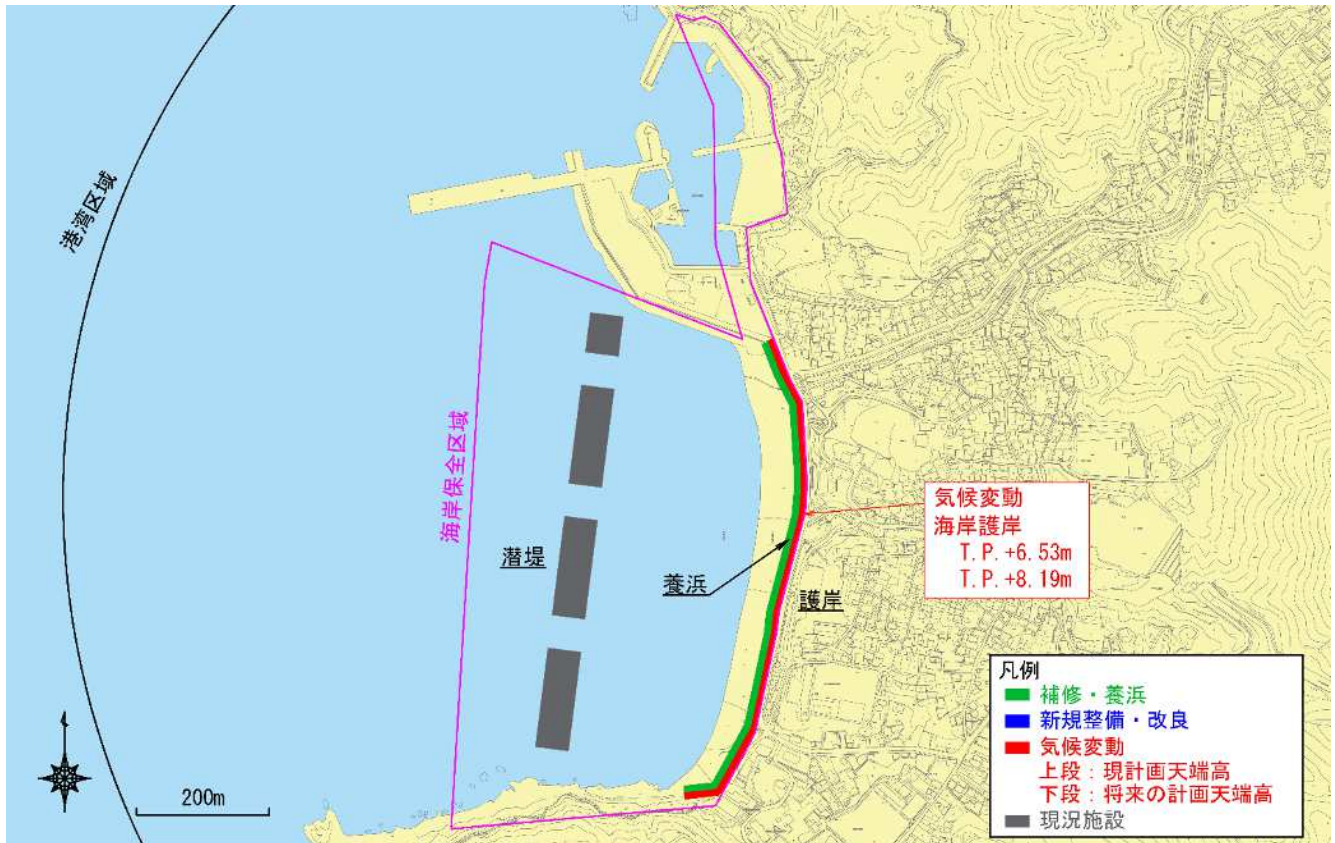
海岸保全区域指定延長	1,100m
海岸背後の利用状況	原野 住宅地

● 施設の概要

施設名	規模
突堤	168m
離岸堤	844m



(12) 神津島_神津島港海岸



● 海岸の現況

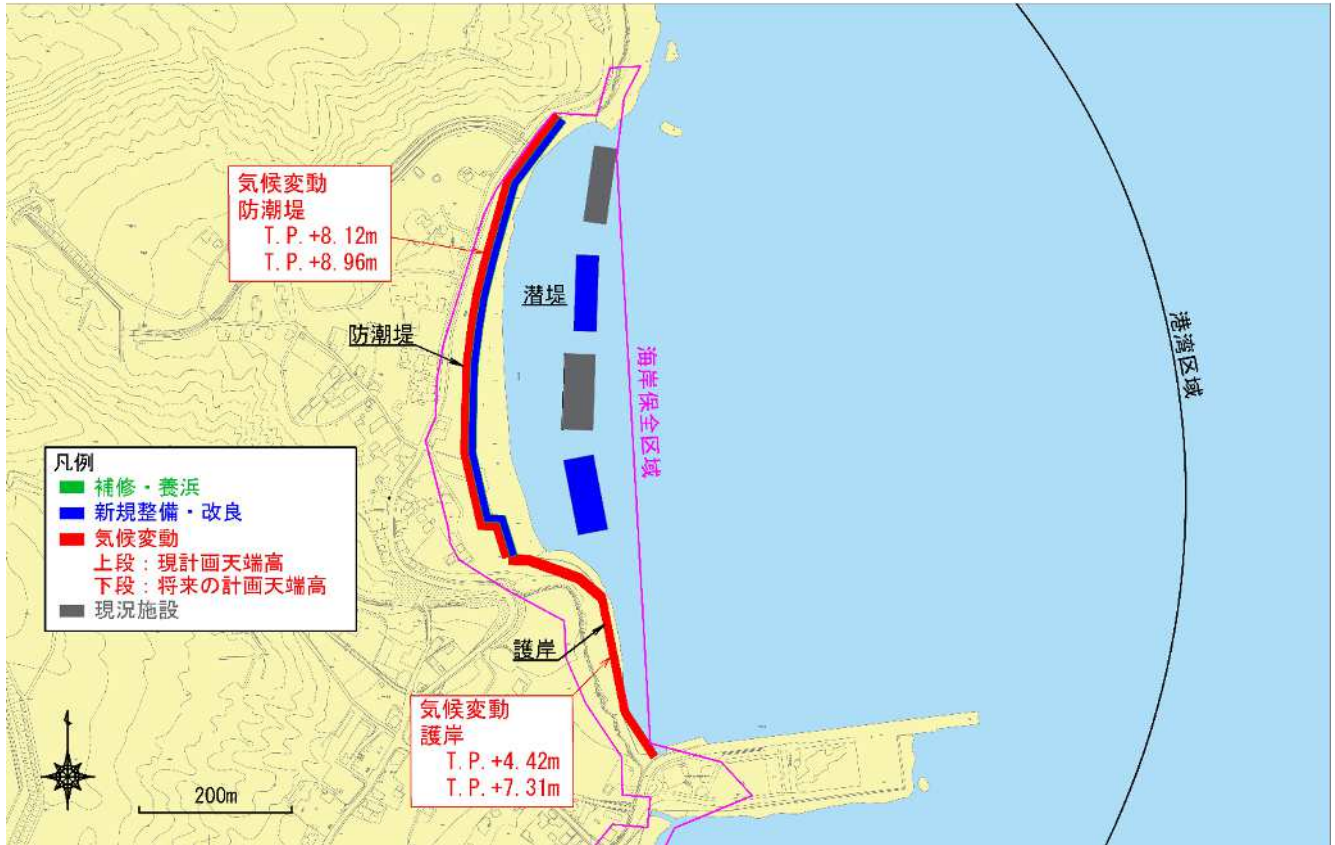
海岸保全区域指定延長	1,350m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+7.5m)	725m
離岸堤(潜堤)	510m



(13) 三宅島_三池港海岸



●海岸の現況

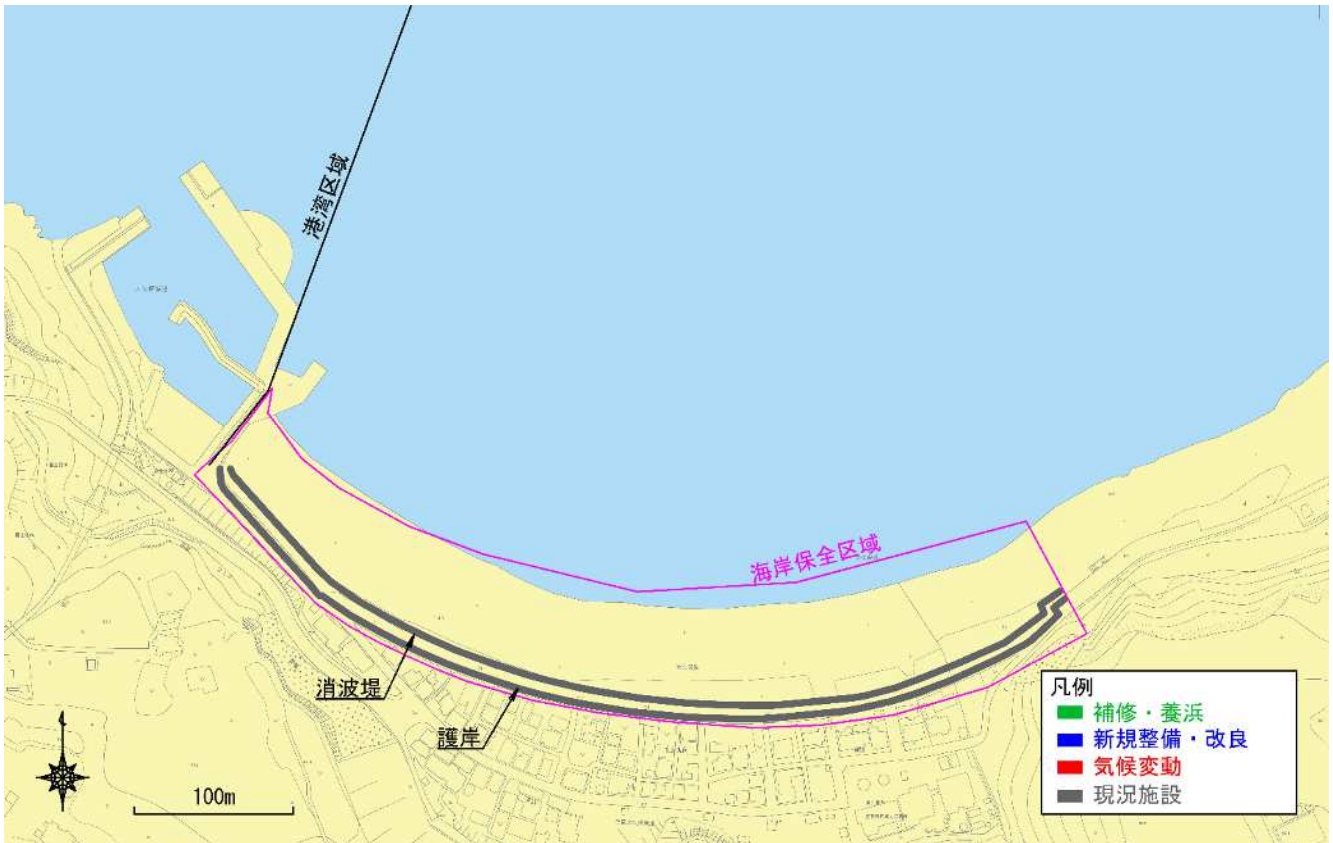
海岸保全区域指定延長	1,740m
海岸背後の利用状況	住宅地 原野

●施設の概要

施設名	規模
防潮堤 (代表天端高+9.2m)	559m
護岸 (代表天端高+5.5m)	369m
離岸堤(潜堤)	200m



(14) 三宅島_大久保港海岸



● 海岸の現況

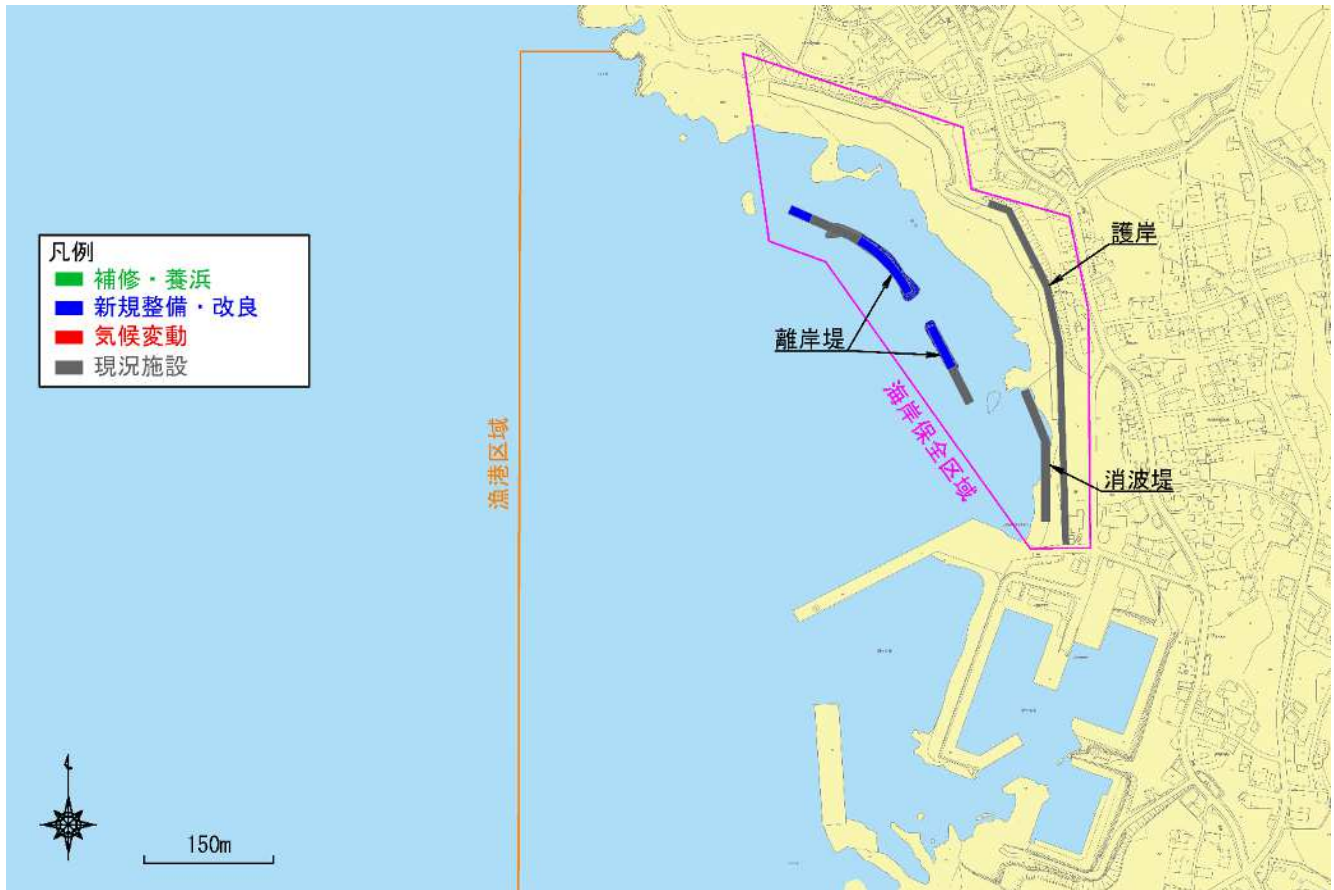
海岸保全区域指定延長	630m
海岸背後の利用状況	住宅地

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+11.0m)	595m
陸閘	1基
消波堤	514m



(15) 三宅島_阿古漁港海岸



● 海岸の現況

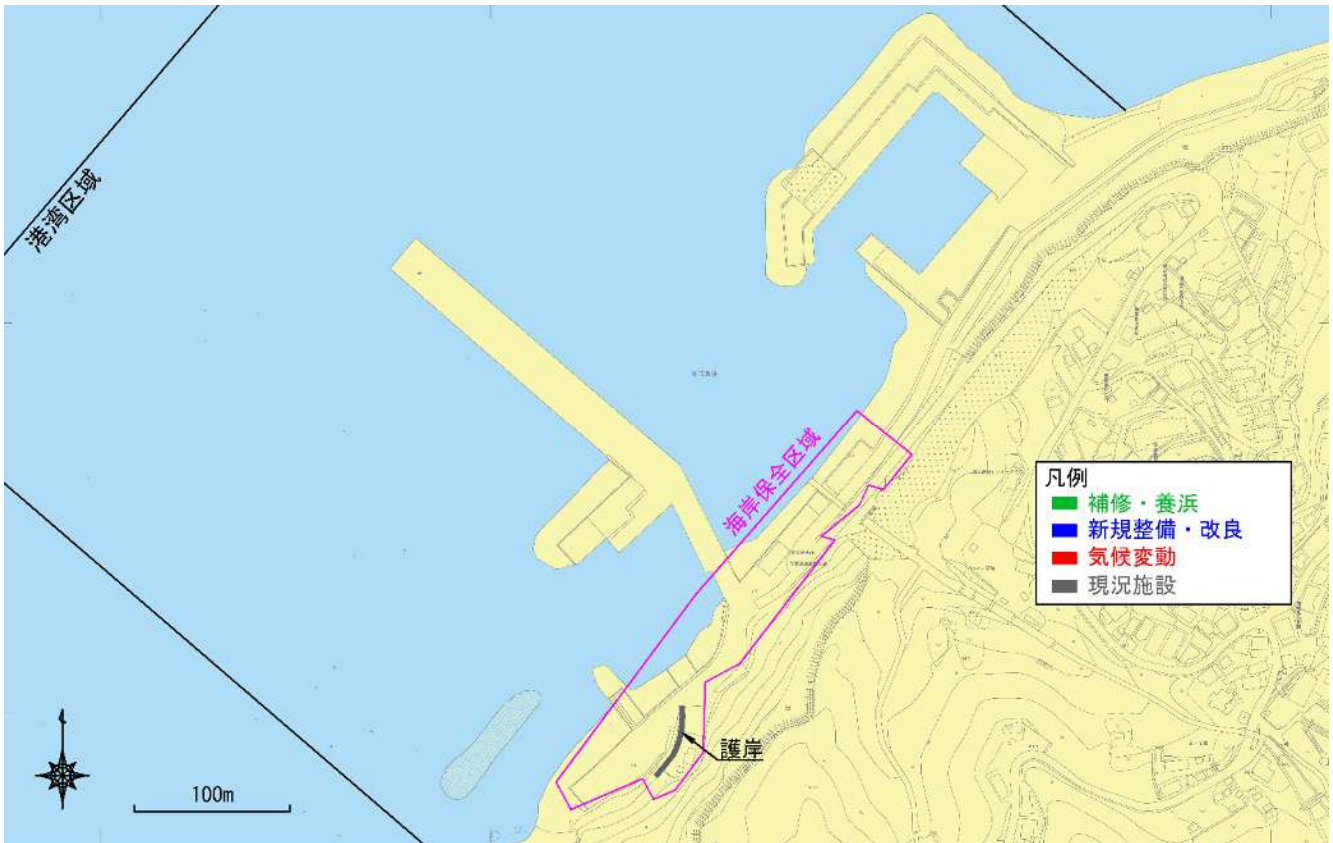
海岸保全区域指定延長	750m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+10.0m)	355m
離岸堤	247m
消波堤	182m



(16) 御蔵島_御蔵島港海岸

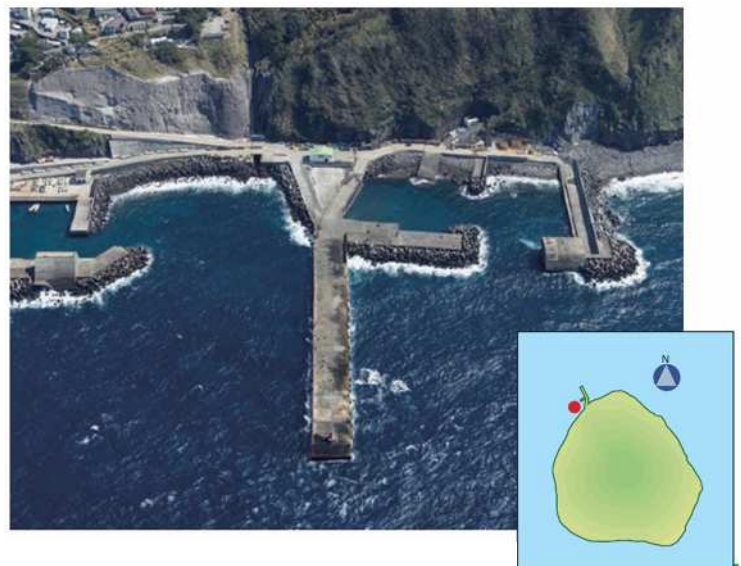


● 海岸の現況

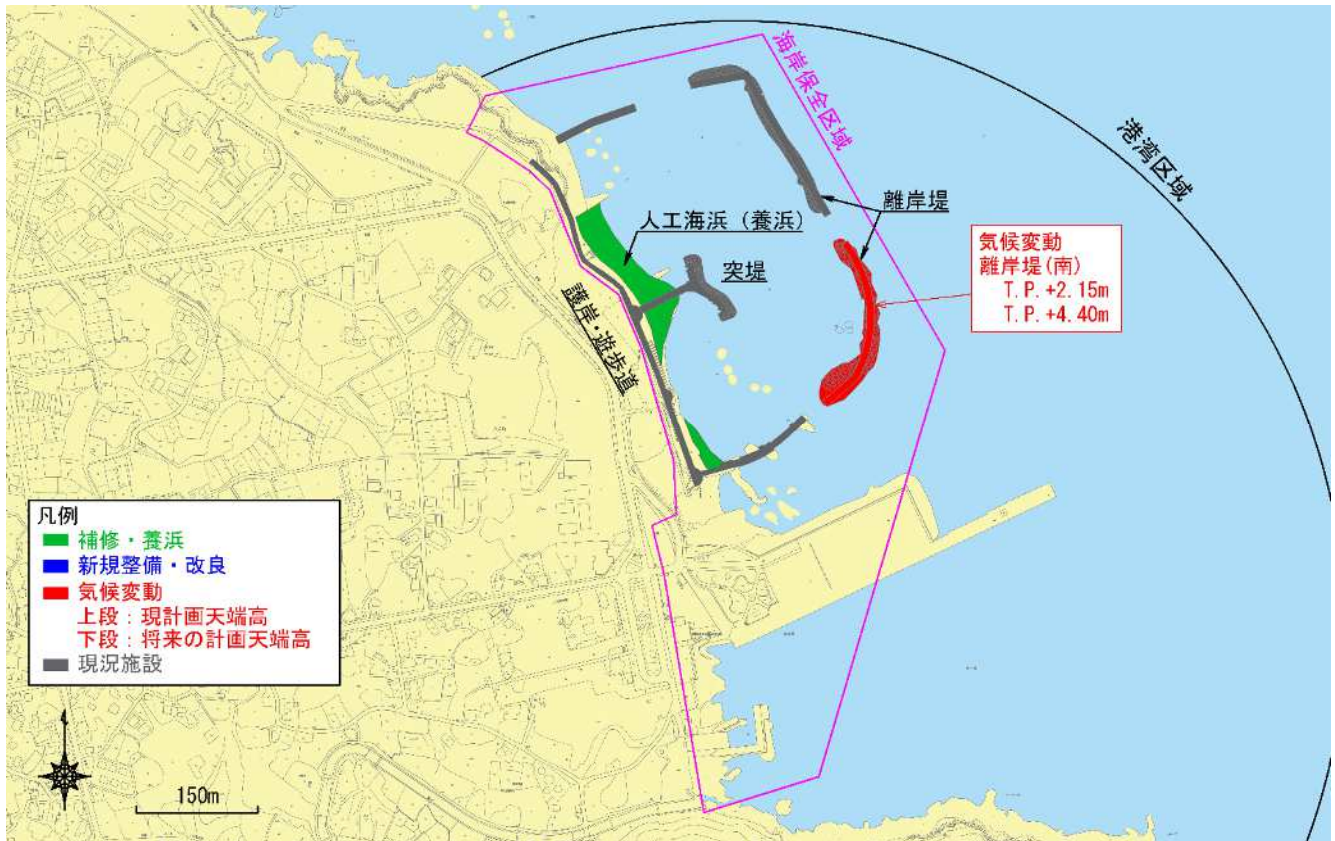
海岸保全区域指定延長	330m
海岸背後の利用状況	原野

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+9.5m)	46m



(17) 八丈島_神湊港海岸



●海岸の現況

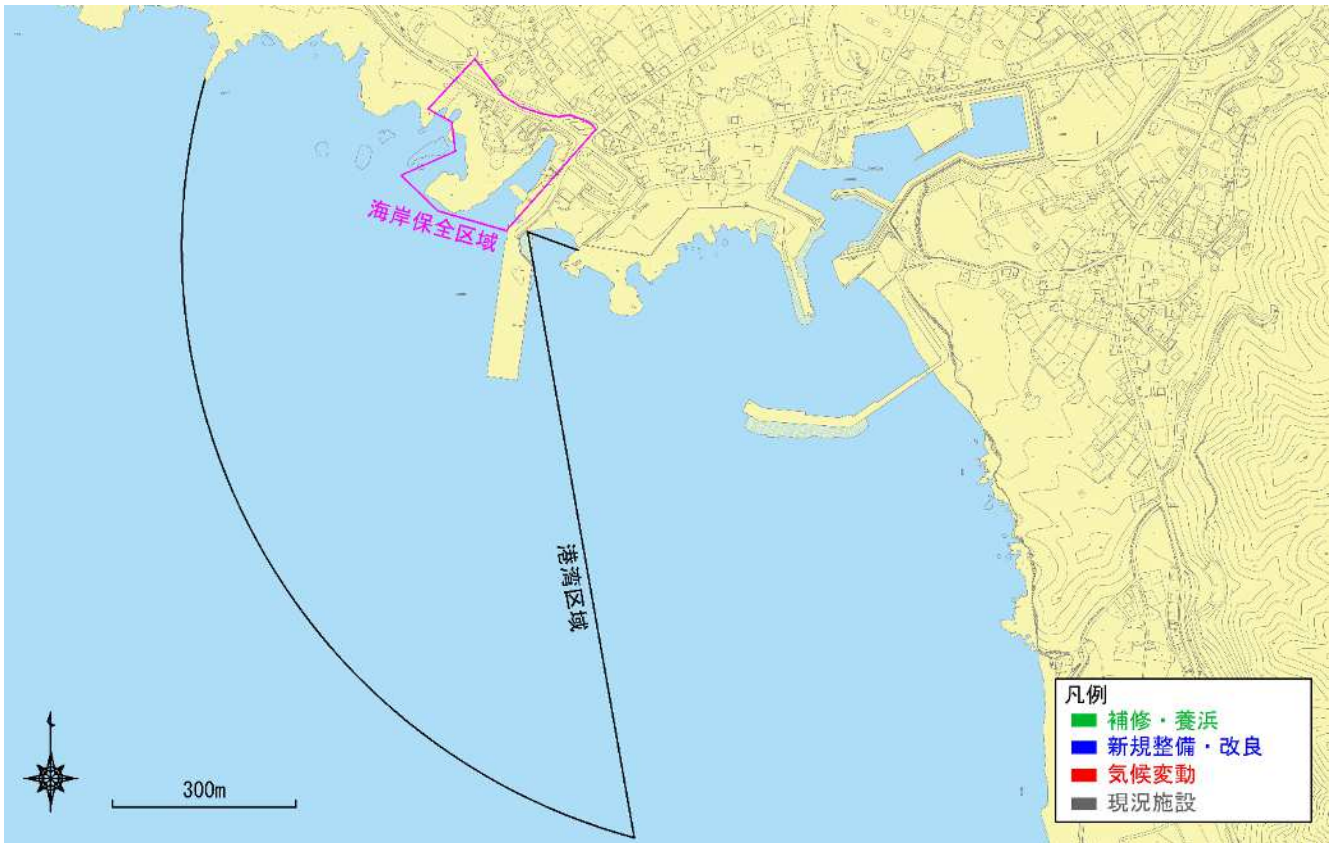
海岸保全区域指定延長	1,480m
海岸背後の利用状況	商業業務用地 原野

●施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+6.5m)	255m
突堤	400m
離岸堤	495m
人工海浜	200m



(18) 八丈島_八重根港海岸



● 海岸の現況

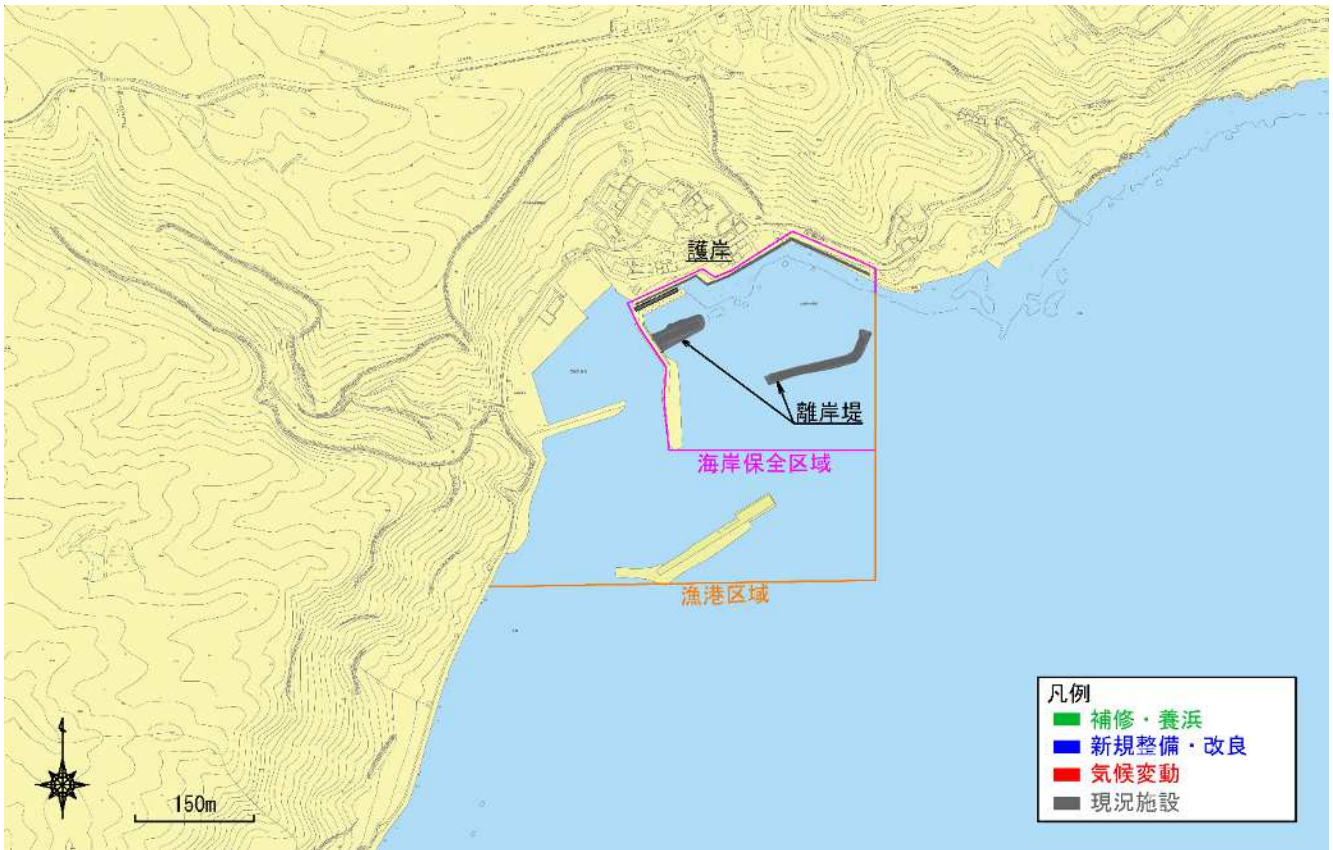
海岸保全区域指定延長	630m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

● 施設の概要

施設名	規模
—	—



(19) 八丈島_洞輪沢漁港海岸



●海岸の現況

海岸保全区域指定延長	384m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

●施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+9.0m)	259m
離岸堤	212m



(20) 八丈島_神湊漁港海岸



● 海岸の現況

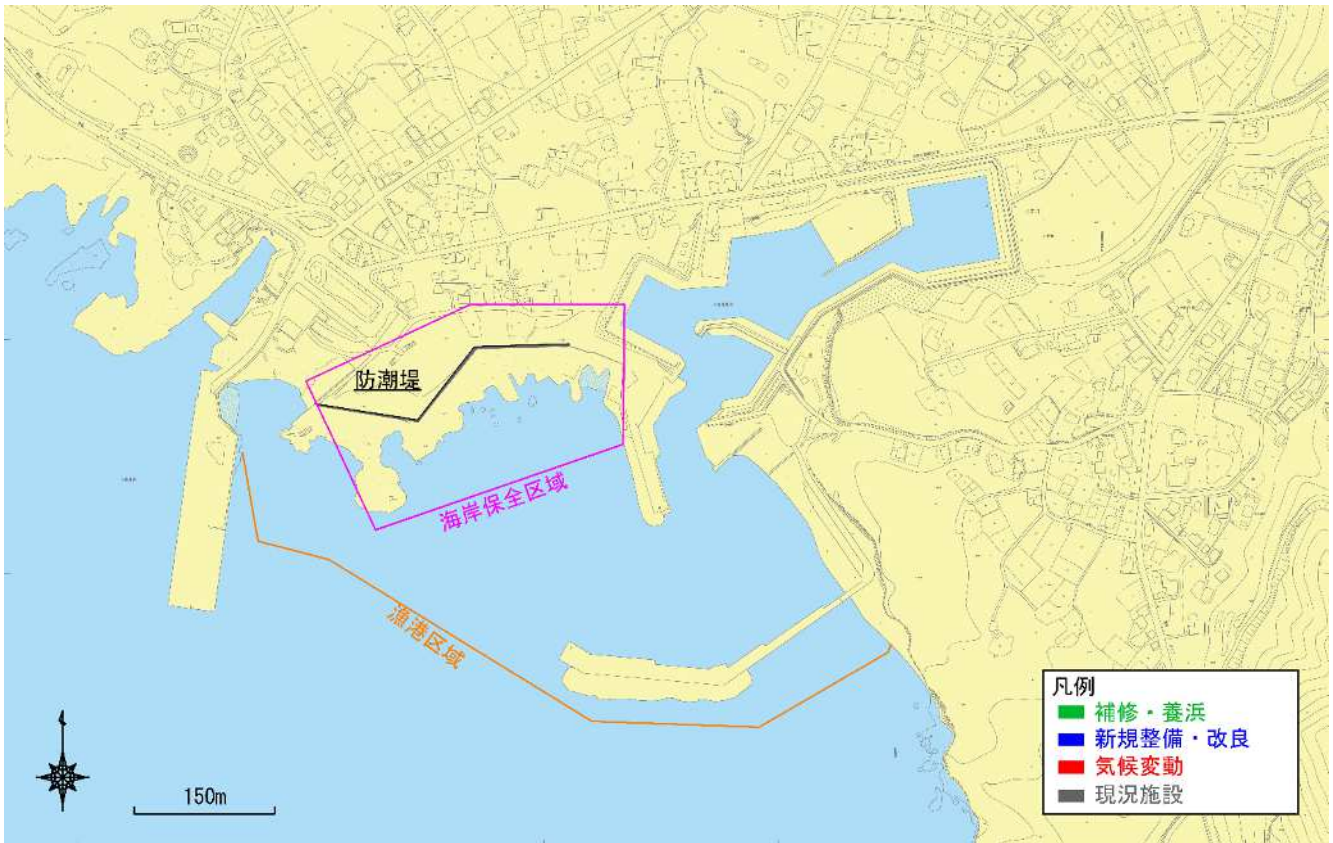
海岸保全区域指定延長	300m
海岸背後の利用状況	商業業務用地 原野

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+12.0m)	43m
消波堤	70m



(21) 八丈島_八重根漁港海岸

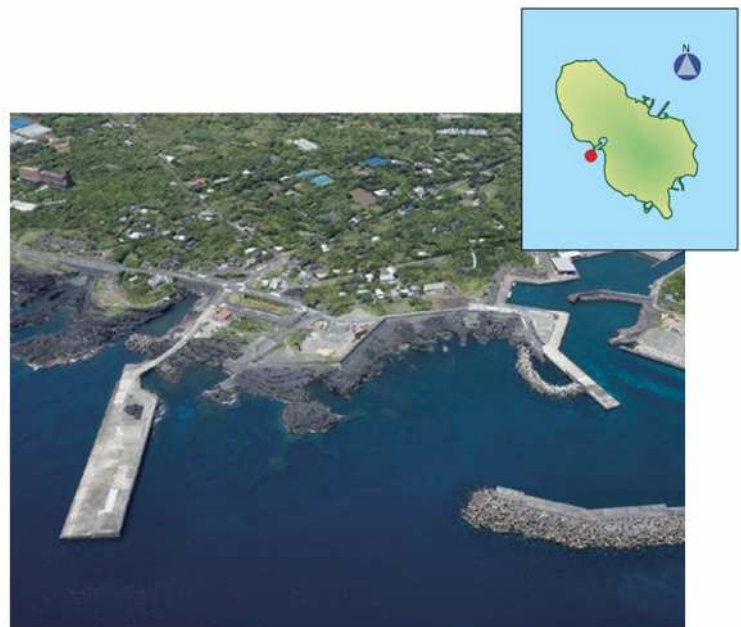


● 海岸の現況

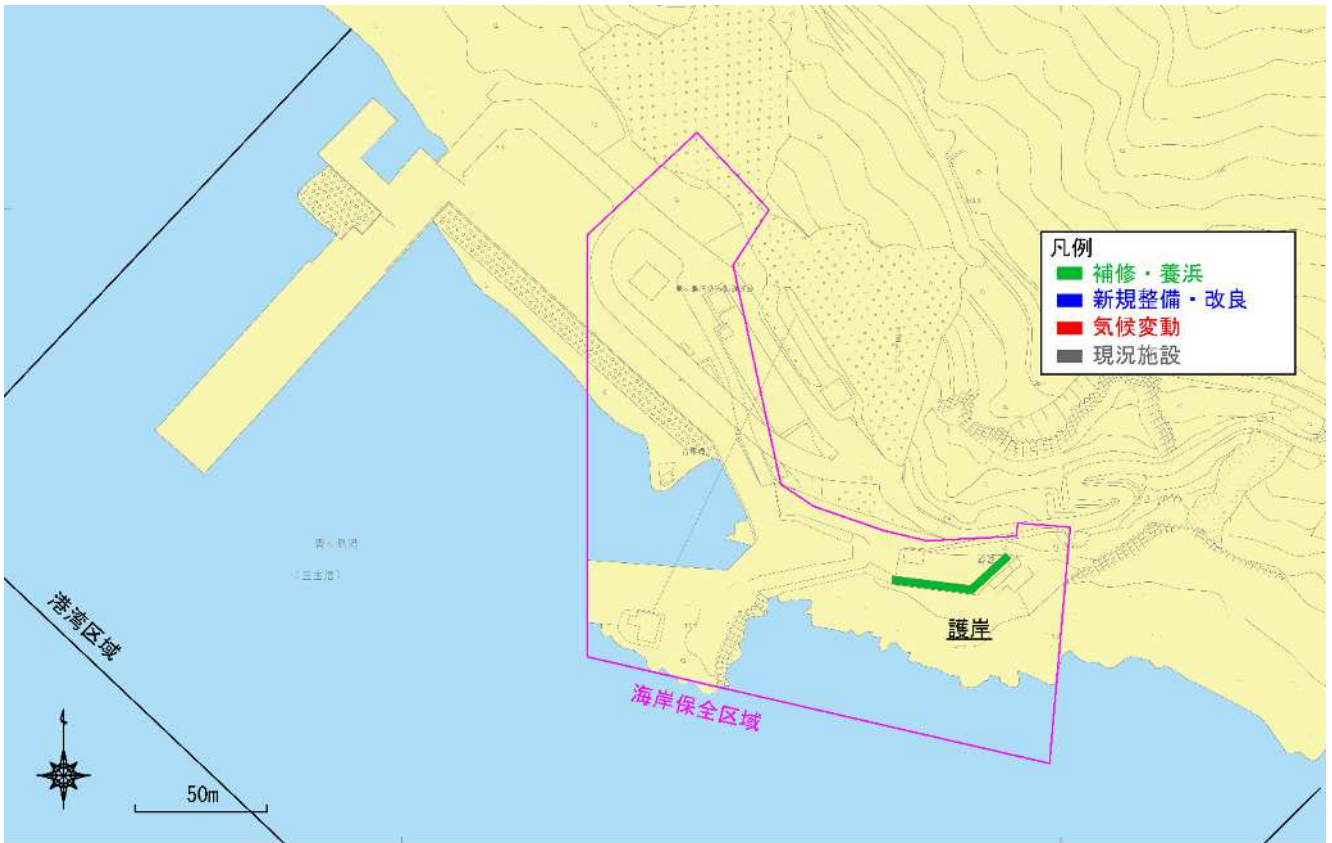
海岸保全区域指定延長	660m
海岸背後の利用状況	住宅地 商業業務用地

● 施設の概要

施設名	規模
防潮堤 (代表天端高+15.0m)	308m



(22) 青ヶ島_青ヶ島港海岸



● 海岸の現況

海岸保全区域指定延長	440m
海岸背後の利用状況	原野

● 施設の概要

施設名	規模
護岸 (代表天端高+23.0m)	50m



令和8年5月

伊豆小笠原諸島海岸保全施設整備計画（港湾・漁港海岸）

東京都港湾局離島港湾部計画課

電話 03(5321)1111

直通 03(5320)5660 内線604640